

食品安全委員会企画等専門調査会

(第24回) 議事録

1. 日時 平成30年5月30日(水) 14:00～16:55

2. 場所 食品安全委員会中会議室(赤坂パークビル22階)

3. 議事

- (1) 平成29年度食品安全委員会運営状況報告書について
- (2) 平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練について
- (3) 平成30年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について
- (4) その他

4. 出席者

(専門委員)

川西座長、有路専門委員、有田専門委員、畝山専門委員、大澤専門委員、
鬼武専門委員、神村専門委員、後藤専門委員、小西専門委員、迫専門委員、
佐藤専門委員、高岡専門委員、長田専門委員、中村専門委員、松本専門委員、
両澤専門委員、渡邊和久専門委員、渡邊美幸専門委員、

(専門参考人)

唐木専門参考人、原田専門参考人、横田専門参考人、渡邊治雄専門参考人

(食品安全委員会)

堀口委員、山添委員、山本委員、吉田委員

(事務局)

川島事務局長、小平事務局次長、松原総務課長、吉田評価第一課長、
吉岡評価第二課長、箆島情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、
渡辺リスクコミュニケーション官、橘評価調整官

5. 配布資料

- 資料1 平成29年度食品安全委員会運営状況報告書(案)
資料2-1 平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子
資料2-2 平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画

- 資料 3-1 いわゆる「自ら評価」の改善について（事務局たたき台）
- 資料 3-2 平成30年度「自ら評価」案件の決定までのフロー（案）
- 資料 3-3 企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方
- 資料 3-4 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項
- 資料 3-5 平成30年度「自ら評価」案件候補の外部募集（ホームページによる公募）について（案）

6. 議事内容

○川西座長 定刻になりましたので、ただいまから、第24回「企画等専門調査会」を開催いたします。

本日は、予定では18名の専門委員、4名の専門参考人が御出席です。ただ、連絡がないけれども、高岡専門委員が遅れているようですが、始めさせていただきたいと思います。

あとは、松本専門委員は遅れて来られ、浦郷専門委員、道明専門委員、戸部専門委員、春名専門委員、宮崎専門委員の5名の専門委員が御欠席ということで、18名の専門委員が御出席です。

専門参考人として、唐木先生、原田先生、横田先生、渡邊先生が出席ということで、始めさせていただきます。

それでは、事務局から資料の確認等をお願いします。

○松原総務課長 本日の資料は、事務局から提出されたものが8点と、鬼武専門委員から提出されたものが1点ございます。

まず、事務局提出資料として、

資料 1 「平成29年度食品安全委員会運営状況報告書（案）」

でございます。

なお、同資料の参考資料として「平成29年度食品安全委員会運営状況報告書（案）参考資料」がございました。

資料 2-1 及び 2-2 が一連で、

資料 2-1 が「平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子」

資料 2-2 が「平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画」

でございます。

資料 3-1 から 3-5 までが一連で、

資料 3-1 が「いわゆる「自ら評価」の改善について（事務局たたき台）」

資料 3-2 が「平成30年度「自ら評価」案件の決定までのフロー（案）」

資料 3-3 が「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価

対象候補の選定の考え方」

資料 3 - 4 が「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」

資料 3 - 5 が「平成30年度「自ら評価」案件候補の外部募集（ホームページによる公募）について（案）」

でございます。

鬼武専門委員御提出の資料として「食品安全委員会 いわゆる『自ら評価』案件に関するメモ」がございます。

不足の資料等はありませんでしょうか。

万が一、途中で不足の資料等がございましたら、そのときにまたお申し付けください。

それから、内閣府におきまして、5月1日から夏季の軽装期間となっております。事務局の方も軽装で失礼させていただいております。専門委員等の先生方も、もしその方が御快適でございましたら、上着やネクタイをお取りいただいても差し支えございませんので、よろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○川西座長 続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○松原総務課長 事務局において、平成29年11月29日の企画等専門調査会の資料 1 - 3 及びその後に提出された確認書を確認しましたところ、委員会決定に規定する事項に該当する専門委員はいらっしゃいません。

○川西座長 各委員から御提出いただいた確認書について相違はなく、また、今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

では、「(1) 平成29年度食品安全委員会運営状況報告書について」の議事に入りたいと思います

まず、事務局から説明をお願いします。

○松原総務課長 事務局総務課でございます。

企画等専門調査会においては、各年度終了後に、当該年度における委員会の運営状況について調査審議を行っていただいております。資料 1 の 1 ページからの左の欄が、その報告書案になります。

右の欄は、平成29年3月28日に委員会において決定された「平成29年度食品安全委員会運営計画」でございます。

時間の都合等から、報告書案のうち、主な事項のみを中心に御説明申し上げます。

なお、情報発信、意見交換等リスクコミュニケーションの状況につきましては、後ほど情報・勧告広報課から御説明申し上げます。

まず、1ページの「1 総論」においては、所掌事務の着実な実施に取り組んだ旨が掲げられてございます。特に評価の体制については「六価クロムワーキンググループ」、「アレルギーを含む食品に関するワーキンググループ」及び「香料ワーキンググループ」を新たに開催するなど、強化を図ってございます。

評価の手法については、コンピューター上のいわゆる *in silico* の評価方法である「(Q) SAR及びRead across」の活用に向けた課題等に関する検討の経過を取りまとめるとともに、ベンチマークドーズ法の活用方策に関する検討を開始するなどしました。

このような中、個々の案件に関する評価については、127件の要請が行われるとともに、平成28年度までに要請が行われたもの等を含め、180件の評価結果が通知されました。これらには、いわゆるミョウバンに当たる硫酸アルミニウムアンモニウム及び硫酸アルミニウムカリウム、殺菌した豆乳等を無菌的に充填した無菌充填豆腐等に関するものが含まれてございます。

リスクコミュニケーションについては、引き続き、平成27年5月28日に当専門調査会において取りまとめられた「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」に基づき、学校教育関係者を重点対象とした意見交換会の開催、英文電子ジャーナルの発行、Facebookの活用等が行われてございます。

研究・調査についても引き続き、研究・調査企画会議において、外部有識者主体の審議を行うなどいたしております。

海外との連携については、国立食品研究所を擁するデンマーク工科大学と覚書を締結するなどいたしてございます。

2ページのⅡの「(1) 委員会会合の開催」については、46回の会合を開催してございます。

「(2) 企画等専門調査会の開催」については、御案内のとおり、3回の会合が開催され、食品安全委員会の運営状況、ウエルシュ菌等、委員会が自ら行う評価の対象候補に関する方針、緊急時対応訓練計画などについて調査審議が行われてございます。

3ページの(3)においては、個々の案件に関する評価を担当する専門調査会等の開催に関する状況が、他の専門調査会等に属する専門委員の参加に関する状況も含めて掲げられてございます。

「(4) 委員会と専門調査会の連携の確保」については、原則として、全ての専門調査会へ委員会委員が参加してございます。特に評価技術企画ワーキンググループにおいては、原則として、常勤の委員が全て出席するとともに、一部の会では、他の専門調査会等に所属する専門委員に対しても傍聴を御案内してございます。

4ページの「(5) リスク管理機関との連携の確保」については、平成24年8月31日に関係府省において申し合わされた「食品の安全性の確保に関する施策の実施に係る関係府省

間の連携・政策調整の強化について」に基づきまして、関係府省連絡会議等が開催されてございます。

「(6) 事務局体制の整備」については、食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度の導入、食物アレルギーの評価、新たな評価手法の実用化等に対応するための予算・定員等を確保するための要求を行ってございます。

特に食品用器具・容器包装の評価に要する定員については、平成30年度から増員するなどの強化を図ってございます。

2. の「(1) リスク管理機関から評価を要請された案件の着実な実施」のうち、いわゆる企業申請品目については、92件の申請が行われ、平成28年度までに要請が行われたものを含めて97件の評価結果が通知されてございます。このうち、平成21年7月16日に委員会において決定された、標準処理期間の1年を超過したものは見当たりませんでした。

全体の件数については、先ほど申し上げたとおりでございます。

また、個々の案件に関する評価の状況が5ページまでに掲げられてございます。

「(2) 評価ガイドライン等の策定」については、「栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価指針」、「添加物（酵素）に関する食品健康影響評価指針」及び、加工助剤に関する食品健康影響評価の考え方が、平成29年7月8日に委員会において決定されてございます。

新たな評価技術については、先ほど申し上げたとおりでございます。

6ページに掲げられているとおり、動物用医薬品等の食品健康影響評価において、農薬における場合と同様に、生体内の恒常性が維持される限りにおいては、肝肥大毒性影響と考えないことを原則とする旨の申合せが、平成29年9月7日に動物用医薬品専門調査会において、10月25日に肥料・資料等専門調査会においてそれぞれ行われております。

加えて、農薬の食品健康影響評価について、イヌを用いた1年間反復経口投与毒性の結果がなくても差し支えないことを原則とする旨の申合せが、平成29年12月21日に農薬専門調査会幹事会において行われてございます。

このほか「宿主の代謝系の改変が行われた遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種の安全性評価について」において確認すべき事項に関する申合せが、平成29年12月22日に遺伝子組換え食品等専門調査会において行われてございます。

「動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針」について、平成30年2月21日から3月22日まで意見等の募集が行われました。この指針は、4月10日に委員会において決定されてございます。

さらに、委員会が自ら評価を行うこととされた、アレルギー物質を含む食品については、食品健康影響評価技術研究事業において作成したたたき台を基に、アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループにおいて、評価ガイドラインの検討が開始されてございます。

(3) の委員会が自ら行う評価については、御案内のとおり、平成29年度においていわゆる狭義の評価を行う候補として選定された案件はございませんでしたけれども、ウエル

シュ菌については積極的に情報提供を行うこととされてございます。

平成28年度までに選定された案件の実施のうち、鉛については、平成27年度の調査事業で収集した知見等を精査しているところでございます。

7ページ目のアルミニウムについては、先ほど申し上げた、硫酸アルミニウムアンモニウム等の評価をもって当てる旨が、平成29年12月29日の委員会において決定されてございます。

フモニシンについては、評価書が平成29年9月26日の委員会において決定されてございます。

アレルギーについては、先ほど申し上げたとおり、新たにワーキンググループが開催され、評価ガイドラインの検討が開始されました。また、調査事業を活用し、卵及び乳によるアレルギーに関する知見が収集されてございます。

結果の情報発信については、フモニシンに関する情報が報道関係者を対象とした意見交換会、季刊誌等を通じて提供されてございます。

なお、狭義の評価対象としては選定されなかった案件のうち、カフェインについては、情報収集が進められるとともに、Facebook、季刊誌、報道関係者を対象とした意見交換会、消費者団体との意見交換会、一般の方々を対象といたしました勉強会等を通じて、情報提供が行われてございます。

カンピロバクターについてでございますが、微生物・ウイルス専門調査会において、リスクプロファイルについて調査審議が行われてございます。なお、このリスクプロファイルは、今月8日に委員会において決定されてございます。

3の「(1) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査」については、平成29年10月に調査が開始され、平成30年1月16日に委員会において結果が報告されてございます。

調査の実施に当たっては、リスク管理機関において優先順位が高いとされるハザードですとか、委員会が自ら行う評価において、評価に関する記載が充実されるなど、方法の見直しが行われたところでございます。

8ページの「(2) 食品安全モニターからの報告」については、随時報告の結果が平成29年7月25日に委員会で報告されてございます。

「食品の安全性に関する意識等について」の調査が、平成30年1月に行われ、結果の取りまとめが行われてございます。この調査に当たっては、当専門調査会において御発言があった、委員会が行う情報発信の効果に関する評価が可能となる項目を設定したところでございます。

4の「(1) 食品健康影響評価技術研究の推進」については、平成30年度課題が、研究・調査企画会議事前・中間評価部会における審議を経て、平成30年2月27日の委員会において決定されてございます。

平成28年度に終了した研究の事後評価については、同会議の事後評価部会において実施

され、平成29年9月5日に委員会において報告されてございます。これらの課題の多くについては、成果発表会等を通じて、研究成果の報告が行われているところでございます。

9ページの平成29年度研究課題につきましては、同会議の事前・中間評価部会において中間評価が実施された後、平成29年2月28日に、委員会において研究継続等が決定されてございます。

実地指導については、平成29年10月及び11月に行われてございます。

関係府省との連携については「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」の構成員と情報交換が行われるとしてございます。

「(2) 食品の安全性の確保に関する調査の推進」につきましても同様に、平成30年度課題が平成30年2月27日に委員会において選定されてございます。

平成29年度課題については、10ページに掲げられているとおり、実施計画等がウェブを通じて公開されてございます。

「(3) 研究・調査事業の『プログラム評価』に向けた追跡評価の実施」については、平成29年12月6日の研究・調査企画会議において行われてございます。

「5 リスクコミュニケーションの促進」については、先ほど申し上げたとおり、後ほど情報・勧告広報課から御説明申し上げます。

12ページの6の「(1) 緊急事態への対処」については、御案内のとおり、平成29年度においては大規模な事態は発生いたしませんでしたがけれども、一般の食中毒等に関する情報の提供等を行ってございます。

「(2) 緊急事態への対処体制の整備」及び13ページの「(3) 緊急時対応訓練の実施」については、御案内のとおり、平成29年度緊急時対応訓練計画に基づき、平成29年11月までに実務研修を実施するとともに、同年12月21日に確認訓練が実施されるなどしております。

7の(1)の最新の情報の提供については、毎日、関係者に対して提供が行われてございます。

また「(2)『食品安全総合情報システム』の運用」については、「隔週報」の提供が行われてございます。

「(3) 収集した情報の様々な活用」については、Facebook等を通じて発信されるとともに、厚生労働省に提供されるなどしてございます。

これらの情報は、委員会が自ら行う評価の候補案件に関する整理分析にも活用されてございます。

14ページの8の「(1) 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣」については、JECFAの専門家会合等に対して、委員等を21回にわたって派遣してございます。

「(2) 海外研究者等の招へい」については、平成29年4月26日に欧州食品安全機関と共同で国際会議を開催して、日欧・ASEANの関係者に食品の安全に関する国際協力の在り方を御議論いただくなど、各種の招へいが実施されてございます。

15ページの「(3) 海外の食品安全機関等との連携強化」については、先ほど申し上げましたとおり、デンマーク工科大学と覚書を締結するとともに、欧州食品安全機関と国際会議を共催するなど、既に覚書が締結された機関とも連携を強化してございます。

欧州医薬品庁その他の機関との各種の情報交換を行ってございます。

欧米各国の関係者がメンバーとなっているリエゾングループについて、化学物質に関するグループ及び微生物に関するグループに加え、新たに立ち上がったリスクコミュニケーションに関するグループも当初から参画してございます。

「(4) 海外への情報発信」については、評価書の要約、評価指針等の英訳をウェブサイトを通じて提供するとともに、海外からの訪問者を積極的に受け入れてございます。

また、引き続き、電子ジャーナルの発行等を行っているところでございます。

Ⅲ「1 食品健康影響評価」については、先ほど申し上げたとおり、180件の案件について終了するなど、着実に行われてございます。また、新たに「六価クロムワーキンググループ」、「香料ワーキンググループ」及び「アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループ」が開催されるなど、体制の強化が図られているところではございますけれども、評価中の案件がなお約320件に及ぶこと等を考えると、引き続き、体制の強化を行う必要があると考えてございます。

その際には、進捗しつつある国際機関等との連携を確保・活用して、国際動向にも沿った評価の迅速化等を図る必要があると考えてございます。

16ページの「2 食品健康影響評価技術研究」については、研究の有用性に重点を置いた課題の選定等が行われたと思っておりますけれども、引き続き、外部有識者によるレビューを適切に行うとともに、課題については募集段階から目的意識を明確化することが必要だと考えてございます。

「3 リスクコミュニケーション」については、後ほどまた詳しく申し上げますけれども、意見交換会の実施、あるいは対象者の関心・知識等に応じた講座の開催、Facebookによる情報提供等を通じて、国民のニーズを踏まえたものとなるよう努めてきたところでございますけれども、限られた資源の活用の観点から、対象分野や対象者の重点化を更に進めていくことが必要ではないかと考えてございます。

「4 国際関係」については、新たな機関との覚書締結、既に協力文書を締結した機関との国際会議等の開催など、海外機関との連携は強化されたと考えておりますが、既に協力文書が締結された機関と更に多様な協力を行うとともに、他の機関と協力文書を締結することも検討する必要があると思っております。

「5 緊急時対応」については、平成29年度において、大規模な事態は発生しなかったものの、引き続き、体制の整備を図ってまいります。

これらの課題については、当専門調査会において調査審議いただいた平成30年度食品安全委員会運営計画にも掲げられております、末尾の(1)から(5)までに掲げられている事項の実施に当たって、十分留意の上、対応してまいりたいと思っております。

当課からの説明は以上のとおりでございますが、先ほど申し上げましたとおり、リスクコミュニケーション詳細について、情報・勧告広報課から御説明申し上げます。

○箴島情報・勧告広報課長 続きます、お手元にあるA4縦の参考資料でございます。

その31ページ目にある「参考7 情報発信、意見交換会等の現状」を用いて御説明させていただきます。

最初におわびしなければならないのですが、1ページ目をあけていただきますと、枠のところから字がはみ出ております。作成したときにはきちんと入っていたのですが、印刷の過程ではみ出してしまいまして、見にくいものになっております。申しわけございません。

それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。

まず、目次がございます。[内容]と書いてございますけれども、ここは1から5まで、これまでのリスクコミュニケーションあるいは情報発信のツールごとに整理しているものがございますが、ここに参考1と参考2というものが入っております。これは、29年度の運営計画の中には具体的に記載していなかったのですが、取り組んだものということでここに記載しております。

1ページ目の「1 様々な手段を通じた情報の発信」に入らせていただきます。

枠の中を読み上げるようで恐縮ですが、各種メディアを通じた情報発信につきましては、「①季刊誌を中心とした紙媒体」、「②ホームページ、Facebook、ブログ及びメールマガジンを通じたネット媒体」、「③意見交換会等を通じた直接対話」により実施しております。特にFacebookにつきましては、機動的な対応を含めた各種記事の配信に努力しているところでございます。

「視覚的に理解しやすい媒体による情報提供手法」としまして、昨年11月から公式YouTubeを立ち上げております。流している内容は2つございまして、一つは「精講：食品健康影響評価」、2番目が「みんなのための食品安全勉強会」でございます。

これは平日の昼間に行っておりますので、どうしても参加したくても参加できない方もいらっしゃいますので、そういう方々にいつでも見ていただけるようにという観点からも、YouTubeに取り上げているものでございます。

枠の下の説明に入らせていただきます。

左側の上が「○季刊誌の主な記事」ということで、特集記事が「カフェイン」、「フモニシン」などで、このカフェインにつきましては、先ほど説明がありましたように、「自ら評価」案件に係る審議の中で積極的に情報収集、提供していくものとして整理されたものでございます。

フモニシンは「自ら評価」の案件です。

平成30年3月の「無菌充填豆腐」も、その評価結果について、情報提供という形で記事にしております。

左下の「○eメールマガジン登録者数」につきましては、大体1万人ぐらいで推移しているところでございます。

読み物版の登録者数が増えているのがおわかりいただけるかと思えますけれども、食品安全委員会の活用を細かに紹介しているweekly版は、若干減少傾向ですので、30年度は記事の中身について工夫したいと考えています。

その横は「○YouTubeの配信」でございまして、上で申し上げましたように、「精講：食品健康影響評価」と「みんなのための食品安全勉強会」について配信しています。

YouTubeにつきましては、食品安全委員会のホームページを見ていただきますと、右上に動画等による配信というボタンがございまして、そこをクリックしていただきますと、YouTubeが出てまいりますので、委員の皆様方、もしよろしければごらんいただければと思っております。

右上に入りまして、Facebookの関係でございます。

記事数も閲覧数も増えてきていることはおわかりいただけるかと思えますけれども、これで満足することなく、タイムリーに、どういう内容を出していくのか、適切な内容がどういうものかを考えながら投稿してまいりたいと思っております。

その下が「○Facebookの記事の事例」でございます。

29年度につきましては、計画的に出すものと機動的に対応するものの2つに分けて出しております。

上が機動的な対応ということで、食中毒事案の発生を踏まえて出しているものでございます。

その下が季節性を考えたものでございまして、かびが発生しやすい時期、ジャガイモによる食中毒が出やすい時期でありますとか、あるいは<科学的知識の普及>の観点から、アニサキス症の事例が増えてきたときとか、そういう時に出しております。

概して、新聞に載った内容とか、食中毒関係の内容につきまして閲覧者数が多いと思えますので、繰り返しになりますけれども、こういうものを踏まえながら、適切に投稿してまいりたいと思っております。

2ページ目は「ファクトシートの更新」でございます。

枠内でございますけれども、ファクトシートにつきましては、「自ら評価の案件候補を選定する過程で、評価案件に至らなかったもののうち、現状の科学的知見を整理して情報発信すべき」と位置付けされるものがございます。それを受けて作成している面があるのですが、つくってから時間がたっていることもございまして、見直しを行ったというものです。

29年度は、新規の「鹿慢性消耗性疾患（CWD）」の他、赤で書いた「・アニサキス症」、「・ボツリヌス症」、「・A型肝炎」、「・食品中のカフェイン」につきましては更新を行っております。

30年度につきましては、作ってから時間が経っているものがかなりございますので、計

画的に更新作業を行っていきたいと考えています。

続きまして、3ページ目は「2 意見交換会」でございます。

枠内を読み上げる形になりますが、学校教育者関係者を重点対象として意見交換会を行う形になってございます。この手法につきましては、「①地方公共団体との共催による研修会」が中心でございましたが、前年度からは「②地方公共団体等の主催による学校給食や栄養教諭の研修会への講師派遣」にも対応するようにいたしております。

2番目の○でございますが、学校教育関係者以外につきましても「地方公共団体等からの要望に応じた講師派遣、初となる消費者庁と連携したこども霞が関見学デーへの参加、消費者庁等の関係省庁と連携した意見交換会等」を開催しています。

枠の下がその開催状況でございます。

左側の上が「○学校教育関係者を対象とした研修会の開催状況」でございまして、これは7回ということで、回数的には少ない感じをお受けになられるかと思えますけれども、基本的にこれは地方公共団体と共催で実施してございまして、その中には、リスクコミュニケーション手法を習得いただきまして、次回以降は該当する地方公共団体自らがリスクコミュニケーションをやっていただけという形で設計しているものですから、基本的に新たに取り組むところを優先しています。しかしながら、まだ対応する余地がありますので、教育委員会などを含めまして働き掛けを行っていきたいと考えております。

その下が「○地方公共団体等の栄養教諭等への研修会の講師派遣」の状況で、昨年度から取り組み始めたものでございますので、これもこれから取り組みを拡大してまいりたいと思っております。

講師派遣自体は、昨年度は34件ございまして、委員対応が17件、事務局対応が17件でございました。

右上は、関係省庁と連携しました意見交換会でございます。

食品安全委員会と消費者庁、農林水産省、厚生労働省の4省庁が、連携して行うものでございまして、大きくはここにあります4つのテーマにつきまして対応を行っております。

4ページ目は「3 『食品の安全』に関する科学的な知識の普及啓発」でございます。

これまで「リスクアナリシス連続講座」を開いておりましたけれども、そこを大きく2つに分けて、昨年度から実施しているものでございます。

ここにありますように、一つは食品関係事業者、研究者等、一般的な科学知識をお持ちの方を対象としまして、食品安全委員会で行いました食品健康影響評価について、評価の過程や結果についての理解を深めていただくための「精講：食品健康影響評価」というものと、一般消費者の方を対象としまして、食品の安全に係る科学的基礎知識について広く御理解いただくための「みんなのための食品安全勉強会」の2種類を開催しています。

その開催状況が左下で、上が「精講：食品健康影響評価」、下が「みんなのための食品安全勉強会」でございます。

「精講：食品健康影響評価」につきましては、「・加熱時に生じるアクリルアミドの食品

健康影響評価」「・食品由来のアクリルアミド摂取量の統計的推計」について、東京と大阪で開催しております。

「みんなのための食品安全勉強会」につきましては、東京が2回、北海道、大阪ということで、計4回開催しております。

「みんなのための食品安全勉強会」につきましては、規模を見ていただきますと、40名程度から70名ということで差がございます。東京は関心が高かったということで、70名ぐらい入っていますけれども、アンケートの満足度合い等を勘案しますと、30～40名ぐらいが一つの適正規模ではないかと考えられますので、30年度はそういうことも考えながら対応したいと考えております。

30年度につきましては、「みんなのための食品安全勉強会」は、リスクアナリシスの基本的な考え方と食中毒をテーマにしてできないかと考えてございます。これは昨年度、この企画等専門調査会に御報告いたしましたけれども、デルファイ法を行いました結果、食中毒の関係とリスクアナリシスの基本的な考え方についての御関心が高かったことを踏まえてのものです。右側が実施風景でございます。

5 ページ目は『「お母さんになるあなたへ」の更新』で、ホームページの中で公開しているものでございます。

平成21年に作りまして、23年に1度、更新しているのですが、その後は見直されていなかったということもございまして、赤字で書いている「・リステリアによる食中毒について」、「・ハチミツの摂取による乳児ボツリヌス症について」、「・葉酸サプリメントの摂取について」の3つを追加しております。

しかしながら、これを追加したことによりまして、妊娠前に読んでいただきたい内容、妊娠中に読んでいただきたい内容、御出産後に読んでいただきたい内容が混ざってしまいましたので、これにつきましては、できるだけ早く、各ステージに応じて適切な情報がとれるような形に変えていきたいと考えております。

6 ページ目は「4 関係機関・団体との連携体制の構築」で、マスコミ関係者との意見交換会と、関係職能団体との連携強化の2つの中身を記載しております。

まず「○報道関係者との意見交換会」につきましては、枠の下の左側でございます。

直近5回分としてございまして、「5」とだけ入ってございますが、5月24日に開催しております、テーマは「脂質」とだけ書いてございますけれども、「脂質の摂取～トランス脂肪酸を理解するために～」が正確なタイトルでございます。申しわけございません。

その下のグラフが、報道関係者の方々との意見交換会の満足度、難易度でございます。

これは、毎回出席なさる方とそうでない方がいらっしゃいまして、単純比較はできないのですが、できる限り満足度、難易度が上がるような努力をしております。先ほども申しました、5月24日の分につきましては、満足度も難易度も高いという結果が出ている状況でございます。

右側につきましては、日本栄養士会様と食品産業センター様のウェブサイトでございま

すけれども、私どもから情報提供をさせていただきまして、情報を掲載いただいている状況でございます。

7ページ目は「5 学術団体との連携」ということで、食品安全委員会では、ブース展示というものをやっていますけれども、29年度より、ブース展示を行います学会につきましては、食品安全委員会の委員の講演やポスター発表をセットとするという取り組みを行っております。その際、学会の参加者が食品安全委員会のブース展示に興味を持っていたけますよう、一律の展示内容ではなくて、学会ごとの専門性を加味した展示を行っております。

枠の下にブース展示等の状況が出てございますけれども、一番下の「日本毒性病理学会」のところを見ていただきますと、一番右が「その他」でございますが、学会と共催の市民講座を開催してございます。このように、いろいろな取り組みを行いながら、学術団体との連携を深めてまいりたいと考えてございます。

報告は以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの前半の29年度の運営状況の報告書の全般的な問題、後半のリスクコミュニケーションについて、何か説明への質問あるいは報告書案について書き方の問題等々、どちらでも結構ですので、御質問あるいは御意見等がございましたらどうぞお願いいたします。いかがでしょうか。

リスクコミュニケーションのところは、私がこの調査会にかかわるようになったころに比べても飛躍的にきちんと整理されて、ここの調査会からの委員の先生方の御意見も踏まえて、随分充実していただいたと思っておりますけれども、いかがでしょうか。どうぞ。

○鬼武専門委員 細かいところで、気づいたことがあるので1点申し上げます。

A3の14ページの、国際会議の招へいとか委員派遣のところと、それのもととなっているのが参考資料の参考8の40～41ページのところに、海外等の学会とか、国際機関のリスク評価機関への参画というものが書かれています。

これは通年、今までもこういう形で書いてあるのですが、例えば、タイトルだけ見てわからない、JECFAのFAO/WHOの84回と85回のミーティングは、一方は添加物で、一方は動物用医薬品だったと思うのです。ですから、その辺は参考の方に、85回は動物用医薬品のリスクアセスメントについて聞いたとか、そういうものがわかるようにしないと、これだと両方とも添加物の国際機関の評価の方に参加したような形になるので、それはもう少し工夫していただいた方がいい。

ですから、A3の本文の方では難しければ、参考8にそのような書き方をするか、もしくはテクニカルレポートシートのここに書いてあるということで、参照できるように少し書き加えていただく。タイトルだけでは何の会議に出たかがわからないので、そのようにし

ていただきたいと思います。

以上です。

○川西座長 いかがでしょうか。

○松原総務課長 御意見を踏まえまして、考えさせていただきたいと思います。

○川西座長 有路委員、どうぞ。

○有路専門委員 リスクコミュニケーションのところなのですが、本紙のA3の方の12枚目と、「4 関係機関・団体との連携体制の構築」というところで、マスメディアに対する意見交換会、勉強会を行っているところについて、3回行いましたというのではなくて、どういう反応が見られたのかとか、理解がどう深まったのかとか、あるいは報道に書かれている内容がどう変化したかという追跡的な確認みたいなものは行われているのでしょうか。

○川西座長 いかがでしょうか。どうぞ。

○箴島情報・勧告広報課長 毎回、アンケートをとっていきまして、その結果を踏まえながら次の開催について工夫する形をとってございます。

記事になったという点では、カフェインにつきましては記事を書いています。

基本的に、意見交換会ではありますが、記事に書いていただくことを念頭に置きながら開催しているところでございます。

今、手元に各回のアンケートの結果がないものですから、具体的にどのような御意見があったとか、こういう点がわかりやすかった、あるいはどういう点について考えを改めたとか、そういうことにつきましては御説明できる状況にはございません。

○川西座長 どうぞ。

○有路専門委員 恐らく活動内容を報告されるときに、多くの方々が一番注視するところは、実行回数が何回かというよりは、実際にそれでマスメディアの関係者の皆さんの理解がどれだけ深まったのかが非常に重視される場所だと思うのですが、よくわかりましたとか、その部分の結果を記していただいた方が、非常に効果があったというふうに見られるのではないかと思います、そこをやってほしい気がします。

○川西座長 どうぞ。

○堀口委員 アンケートでは自由記載欄がありますので、報告するときには、そこを中心に皆さんにわかりやすく提供できればと思います。ありがとうございます。

○川西座長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○両澤専門委員 今回のリスクコミュニケーションに関連してのことですが、私は会場の雰囲気も知りたくて、7月31日の健康評価の方と、3月9日の「みんなのための食品安全勉強会」に出させていただきました。人数的には少ないとは感じたのですが、いつもいただくeマガジンとか、Facebookなどでは得られない、講師の先生との信頼感が醸成されていくような雰囲気をすごく感じました。私自身も参加していて、先生たちの人となりなども感じながら、とても楽しく参加させていただきましたし、自分の知識もさらに深まったことを感じました。

人数的に少なくても、対面のリスクコミュニケーションとか勉強会というのは外すことができないのではないかとそのときにすごく思いましたので、どのような形でそういうものを更に進化させていくかをぜひ検討していただければと思います。

「みんなのための食品安全勉強会」では、基本的な食の安全の知識と、佐藤先生のカフェインのお話をセットでやっていただいて、そのセットがとてもいいと思いました。高校教育の家庭科の「高等学校指導要領解説」の「第19節 食品衛生」には

- (1) 食生活の安全と食品安全行政
- (2) 食中毒とその予防
- (3) 食品の汚染，寄生虫
- (4) 食品の変質とその防止
- (5) 食品添加物
- (6) 食品衛生対策

の6項目を学ぶようになっていきます。「みんなのための食品安全勉強会」で示していただいた内容が、この中でもきちんとここに生かされるといいというか、学校教育を終わるまでに大まかにあれだけの知識を持っていると、リスクコミュニケーションがすごく建設的に前向きなものになるのではないかと感じましたので、先生方にお送りする副読本なのですが、この間はたしか中学校を対象とお聞きしましたけれども、実際にもう少しきちんと勉強するのは高校ですので、高校の先生方への提供も御検討いただければと思います。

以上です。

○川西座長 いかがでしょうか。どうぞ。

○箴島情報・勧告広報課長 アドバイスをいただきまして、どうもありがとうございました。

まず、人数的なものにつきましては、やはりリスクコミュニケーションということで、双方向性を重視しますと、どうしても大規模というよりは、顔がある程度見える形の方がいいのかなという感じは持っています。ただ、そうしますと、回数をどうするのかとか、あるいは東京とか大阪だとかではなくて、地方はどうするのかみたいな話も当然出てくるかと思っておりますので、そういうことを考えながら30年度は実施していきたいと考えております。

また、中学生だけではなくて高校生についてもというアドバイスをありがとうございます。

これにつきましては、どこまでできるのか、どうしていくのがいいのかみたいなことにつきまして、検討を行ってみたいと思いますけれども、私どものマンパワーの問題もありますので、少し時間的な猶予をいただければと思っております。

○両澤専門委員 ありがとうございます。お願いいたします。

○川西座長 どうぞ。

○堀口委員 教育現場がこちらの事務局及び委員がよくわからないところで、大変戸惑っています。今、貴重なアドバイスをいただきましたので、議事録を確認しながら、伝えていく内容も、要綱に沿った内容となるようにまずは工夫させていただきたいと思っております。

事務局で今、文部科学省と内々にやりとりをしております、教育委員会等を通じて、我々の活動が広く広まるようにというところで、文部科学省に御協力いただくように進めておりますので、次年度にはその状況が報告できるかなと思っております。

なので、こちらは教育現場をあまりわかっていないもので、必死にやっておりますので、こうした方がスムーズに進みますとか、そういう意味でアドバイスをたくさんいただければと思っておりますので、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○両澤専門委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○川西座長 先ほどご説明いただいたとき、このぐらいの人数が双方向のリスクコミュニケーションにはいいのではないかという説明だったのですけれども、この数というのは、とにかくなるべく多く集めようとしてこういう数になっているのか。それとも、もう少し多目を目標にしていたのか。そのあたりはどうなのでしょう。

○箴島情報・勧告広報課長 募集人員につきましては、もうちょっと多くの方が来られて

も対応できるような会議室準備しておりますけれども、当日、朝に大雨が降ったとか、交通事情がよくないみたいな話もあったりなどして、結果的には30とか40人という数字になっていると思っています。

もっと少なくても、20名ぐらいになっているところもございます。ただ、そういうところの方々につきましては、繰り返しになりますけれども、YouTubeで情報発信をいたしますので、残念ながら来ていただけなかった方につきましては、それを見ていただくことで御理解を深めていただける形としております。

○川西座長 どうぞ。

○堀口委員 例えば、4府庁の共催などで、リスクコミュニケーションというか、意見交換会をする場合に、大体150名程度が集まるぐらいが一番多かったと記憶しているのですが、実際の質疑応答のやりとりをするには、コーディネーターをした経験からは、150名が限界になっています。

なので、例えば、精講などは評価書に沿って、吉田委員などに非常にわかりやすく解説していただいたものですから、そういうものについて100人いると無理かなという印象を持っておりまして、実は50名弱というのが適切な人数ではないかと個人的には思っております。

○川西座長 あと、私も食品関係はリスクコミュニケーションの経験はあまりありませんけれども、薬の関係で説明をした経験でいえば、一方的に情報提供するのだと、かなり大勢でも可能なのですけれども、意見を聞きながら、こちらがレスポンスして密にやりとりということになると、数がそんなに多くない方がいいこともあるので、目的次第かなと思うところです。

ほかに何かございますか。どうぞ。

○神村専門委員 学校関係のアプローチがとても関心があるところなのですが、参考資料の3ページ目の「2 意見交換会」のところなのですが、学校教育関係者を対象として研修会を開催と、主催ではないけれども、研修会への講師派遣の2つがございますけれども、参加者数は出ておりますが、研修会に参加された方の属性は把握されているのかなと思ったのと、講師派遣の場合は、どのぐらいの人数が参加されて、この中の対象者に「栄養教諭」という項目がちゃんとありますけれども、実際に栄養教諭の方が多く参加されたのが伺いたいところです。

実際に、学校での栄養教諭の選任状況というのは、あまり多くないという実態を聞いておりますので、そこをターゲットになさってもなかなか進まないのではないかと考えているので、お伺いしたかった次第です。

○川西座長 いかがでしょうか。どうぞ。

○箴島情報・勧告広報課長 まず、参考資料の資料7の3ページ目の「○学校教育関係者を対象とした研修会の開催状況」につきましては、ここは学校の栄養教諭、学校栄養士の方を対象にして実施しておりますので、参加者数は19名から58名と幅はございますけれども、そういう方々が全て対象になっております。

「○地方公共団体等の栄養教諭等への研修会の講師派遣」につきましても、基本は実施される主権が、例えば、全国学校栄養士協議会の京都府研究会の方が開催なさるところに講師派遣をしております、ここにありますように、栄養教諭や学校栄養職員の方が対象になっています。そこは1月28日の宮崎県栄養士会も同じでございます。

ただ、埼玉県のところにつきましては「保育園、幼稚園、学校等の教職員」ということで、例えば、園長さんが参加されたりしますので、必ずしも栄養教諭、学校の教職員の方だけではないのですけれども、率的には栄養教諭の方々が高く参加されている状況にあると思っております。

人数につきましては、今は手元に資料がございませんので、数的なものがわかりましたら、後ほど御報告したいと思います。

○川西座長 ほかにございますか。どうぞ。

○小西専門委員 箴島課長から御説明いただいた、参考資料の38ページというか、リスクコミュニケーションの6ページのところです。積極的にやっておられて、大変期待をしているところでございます。

1点、気になっているのですが、上のボックスに書いてあります「日本医師会との意見交換」が、どのような主要な議題で意見交換をなされたのか、どんな感触だったのか。あるいは今年度も含めて、定期的に意見交換の機会を設定されていくような形になっているのかをお聞きしたいと思います。

というのは、最近いろいろな食品だとか、食べ方だとか、サプリメントだとかに関して、お医者さんが推奨したり、何とかダイエットという形でプロパガンダをしたり、あるいは「医師100人に聞きました」などの形で、お医者さんが食生活に関するコメントを推奨するようになってきていて、かつそれが世の中では、やや信憑性が高いという受け止められ方をしている状況の中で、この食品安全委員会で行っている日本医師会との意見交換を私は大変興味を持って見ていたものですから、差し支えない範囲で、内容とか主要な議題、今後の継続性について教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○川西座長 いかがでしょうか。どうぞ。

○箴島情報・勧告広報課長 日本医師会につきましては、担当ベースで意見交換をさせていただいております、一つは、どのような連携があるのだろうかみたいな話でありますとか、もう一つは、食品安全モニターに医師の方が入っていただける余地があるのか、お声掛けに御協力いただけるかみたいな話のところまで伺っております。

まず、今後の連携にはどのようなものがあるのだろうかみたいなところにつきましては、まだざっくりばらんな話ですけれども、一つは健康食品についてどう発信していくかといったお話で、まだ具体的な話はないのですけれども、冊子をどのように出していったらいいのか。例えば、各医院に冊子を置いていただけるようにするためにはどうしたらいいかだとか、そのような話を事務的に進めている状況でございます。

では、今後、定期的に行っていくのか、どのようにやっていくのかにつきましては、まだ具体的に、定期的開催しましょうみたいな話にはなっていないのですけれども、健康食品に係る冊子のほかお子様向けのもの、例えば、キッズボックスを医院や、小児科などに置いていただくとか、あるいは学校医の方々にキッズボックスを読んでいただいて生徒に話をさせていただくとか、いろいろなことがあるだろうと思っておりますので、ここにつきましては、なるべく連絡を密にしながら、意見交換等を進めさせていただきたいと考えております。

○川西座長 いかがでしょうか。

○小西専門委員 大変期待しているところですので、さまざまな動きを連携してとっていただければと思います。ありがとうございました。

○川西座長 どうぞ。

○神村専門委員 医師会の名前が出てまいりましたので、日本医師会の方でも健康食品に関連することは非常に関心が高く、健康食品に対する安全対策に関する委員会を特別に設けております。

ただ、今、御指摘のありました、医師が推奨する云々のさまざまな商品については、全ての医師が医師会に入っていて、その行動を規制できるという団体ではございませんので、なかなか難しいところがあるので、実際には個別にそのような事例があった場合に、メーカーに当たるという形をとっております。

ただ、これから健康食品に対して、ますます私どもの方でも、どのような形でやっていったらいいか、健康被害報告などをどのように集めたらいいかについて考えているところです。

以上です。

○川西座長 その関連で何かほかに御発言はありますか。よろしいですか。

では、迫専門委員、どうぞ。

○迫専門委員 ありがとうございます。日本栄養士会でございます。

リスクコミュニケーションの関連では、いろいろと御配慮いただきましたことをまずはお礼申し上げます。

本日いただいているA3の資料の12ページ、参考資料のリスクコミュニケーションの方でいいますと38ページになります。

さまざまところで連携の場面ができつつあるというところでございます。A3の12ページの(3)の3つ目のポツになりますけれども、日本栄養士会は「栄養の日・栄養週間2017」の御後援をいただきました。ここの「栄養週刊」の「刊」は「間」でございますので、御訂正をお願いできればと存じます。

「栄養の日・栄養週間」の第1回目を2017年に開催し、今年度が第2回目ということで進めているところでございます。引き続きの御後援をいただきまして、また、パシフィコ横浜で今年度は2,000人の管理栄養士を集めての地方イベントと、全国で20万人の国民に対してのアプローチの場面という形で全国展開を始めているところでございます。そういう中での協力関係が一層できれば大変ありがたいと思っております。

また、ウェブサイトの関係では、私どものホームページで情報提供をさせていただいたものが38ページでございます。大変ありがたい情報ではあったのですが、ちょっと遅かったです。学校栄養士等にジャガイモのソラニンに中毒ということで情報を出すとなりますと、一番多いのが7月で、これは夏休み前に収穫をしたジャガイモを家庭に持って帰って、その保管上の問題があるということで、できれば夏休み前にいただけるとなおよかったのかなと思っております。

それでも、この情報を日本栄養士会のホームページに、食品安全委員会からの情報ということで、非常に信頼度の高い情報としてニュースのところに載せましたので、今後とも、このような情報はぜひいただきまして、その都度アップしていきたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

○川西座長 確認なのですが、今、資料の訂正をしてほしいとおっしゃったところは。

○迫専門委員 A3の12ページ、(3)の3つ目のポツの2行目になります。「栄養の日・栄養週刊2017」の「刊」は「刊行物」の「刊」ではなく、「一週間」の「間」の方でございます。よろしくお願いいたします。

○川西座長 わかりました。

どうぞ。

○箴島情報・勧告広報課長 ワープロミスは本当に申しわけございませんでした。修正させていただきます。

情報につきましては、申しわけございませんでした。もっと時期を捉えるといいでしょうか、タイムリーに発信させていただくべきだと思っております。

これからも、そういう意味では記事の内容とタイミングを考えた上で情報提供をさせていただきたいと思っておりますので、よろしければまたウェブサイトへの掲載をお願い致します。

後援名義につきましては、今年もやらせていただきたいと思っておりますので、またよろしくお願いたします。

○川西座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○小西専門委員 先ほど、私は資料の31ページと言ったのですが、事前にいただいていた方の資料でページを言ってしまったので、今日机の上に載っていたものでいうと、迫委員のと同じ38ページでございましたので、そこだけ訂正させてください。申しわけございませんでした。

○松原総務課長 皆さんに事前にその時点での案を一度、お送りさせていただきました、本日、最終版を配付いたしましたが、ページのたてつけ等が異なっておりました。申しわけございません。

○川西座長 失礼しました。私は打ち合わせのときに使っていたものを見ていたもので、そのページをフォローできていませんでした。ごめんなさい。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○有田専門委員 ありがとうございます。

参考資料の38ページ、A3の12ページに関連して、リスクコミュニケーションのところです。

意見としては、先ほど委員の先生方もおっしゃったように、少人数というか、30～40人で全国でも何度も行っていたいただければ、集めるのは大変だと思うのですが、会場に参加した消費者、消費者団体は非常に身近に感じて、わかりやすいということになると思っています。

38ページのマスコミの関係者に対する意見交換会、知識の普及活動ということなのですが、リスクコミュニケーションの会場にも案内をして取材をしてほしいとか、そういう呼

び掛けをされているのでしょうか。

また、38ページには「食品安全に係る知識の普及活動」と書かれているのですが、目的としては、誤解から、騒ぐ・煽るような報道が行われないように、知識の普及という目的があるのでしょうか。それから、カフェインが非常にわかりやすく、満足度が高く、難易度は低いのは、もともとカフェイン自体が身近な問題で、ほかのものは添加物であったり、豆腐の充填だったりしていろいろと難しいところがあって、それはマスコミ関係者の方も、一般消費者とあまり変わりがなくて、先生方の説明が悪いというよりも、もとの対象が難しいという事ですか。

これもまた質問になるのですが、改めて、マスコミ関係の方が説明会の後に、食品安全委員会の先生方に、個別にこういうことを書きたいのでという質問などがこれまでにありましたでしょうか。わかれば教えていただきたいと思います。

以前、ほかの団体からの意見にもあったと思うのですが、消費者団体にマスコミから質問が来ますが、それは御自分の知識を深めるために聞いてくるのがあって、専門委員会ができてからは、そのようなことはなくなっていると思うのです。先生方から、消費者団体とのリスクコミュニケーション、その後何か書くときがあったら、遠慮なく質問してくださいという発言があったと記憶しておりますが、マスコミの方はいかがなのでしょうか。教えてください。

○川西座長 いかがでしょうか。どうぞ。

○箆島情報・勧告広報課長 まず、12ページとの関係を先に説明させていただきますと、リスクコミュニケーションにつきましては何種類かパターンがございます。

講座物につきましては、ホームページでも掲載しますし、いろいろなところにも載せていただいておりますので、マスコミの方も入っていらっしゃる場合がございます。

ただ、学校教育関係者を対象として、地方公共団体と共催するものにつきましては、地方公共団体が学校の先生方にだけ連絡を取ったりしますので、正直に言って、そこにマスコミの方が来られているという実態はございません。

マスコミの方々と食品安全委員会との連携でございますけれども、意見交換会に来ていただいて、理解を深めていただき、例えば、カフェインにつきましては記事に書いています。理解を深めていただいて、すぐには記事にならなくても、どこかのときに書いていただくことも目的としてあると思っています。

それ以外の内容で、記事を考えたり、御自分で勉強なさった際に、もう少し知りたいというときには、私どもの代表電話あるいはリスクコミュニケーション官のところへ直接電話がかかってまいりまして、これについて教えてほしい、評価書に書かれているこの内容について、もう少しわかりやすく言うかどうかということなのかといった問い合わせがあり、それが記事になっているのも事実でございます。

もうちょっと詳しい点につきましては、リスコミ官から補足・説明していただきたいと思っております。

○渡辺リスクコミュニケーション官 お答えします。

意見交換会の席で質疑応答の場を設けておりますので、そこでその場での御質問については、委員の先生からお答えしております。

あとは、終わった後にアンケートをとっておりますので、そこに御質問がある場合もあります。内容に応じまして、事務局で調べてお答えできるものがありますれば、説明会が終わった後に、事務局から、これについてはこういうことですよということでお知らせをしております。

○川西座長 どうぞ。

○畝山専門委員 今回の補足なのですけれども、カフェインに関しては、講師を務めたのがうちの部の者で、意見交換会の後、記者さんが取材にいらして、記事を書かれております。

○川西座長 どうぞ。

○堀口委員 消費者団体の方々との意見交換会は、消費者団体ということで、大体参加者が同じような雰囲気で行われていただいているのですけれども、マスメディアの方々に関しましては、テレビの方もおられますし、新聞の方、週刊誌の方、それから食生活のジャーナリストの会に所属されていて、もともとベースとなる情報を非常にお持ちの方、社会部などのように、消費者とあまり変わらないというか、今、勉強中の方々というところで、情報提供の仕方については、いつも事務局の方で悩んでいるところです。

というのは、事前に申し込みをいただいておりますが、その方々がどこまで情報をお持ちになった上で参加をしているかが事前にわからない状況ですので、先ほど、有路委員からも御指摘いただきましたが、この棒グラフを素直に評価するのは難しいかなと思っております。

もう一点は、最近、参加者が増えてきている状況にありまして、昨年度などは10人ちょっとなどの場合もありましたが、今年度は30人前後の参加をいただいておりますので、事前にその方々が、御質問ではなく、どういう情報が欲しいのかというところを拾えないかと思いつきながら、年に大体3～4回開催しておりますので、工夫をしてやっていきたいと思っております。

有路委員から御指摘いただきましたとおり、反応について、資料としてまとめられないかどうか、次回からきちんと提供したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○川西座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。どうぞ。

○有路専門委員 今、堀口委員が言われた内容で、これは平成30年度の方向性で検討していただきたいということで、そのときにも議論すればいいと思うのですが、メディアの対象になる方々にトピックスとして、例えば、ここにあるかび毒がどうのこうのというのも大事なことなのですが、もっと基本的なところとして、食品にかかわる情報の獲得方法とか、あるいは情報の検証方法というものを、データソースはこのように使ってくださいとか、このように検証してくださいという、かなり一般的な情報リテラシーみたいなものを解説する機会を設けるのがいいのではないかと考えています。

というのは、特に去年、今年にかけてみたいに、あまり食品に関する大きな問題がないときこそ、リスクコミュニケーションで非常に重要な期間になりまして、今、申し上げたような基礎的なことが回るようになるので、大きな問題があったときのハザードへの対応はやりやすくなりますので、御検討いただければと思っております。

○堀口委員 そうしたいと思います。というのは、要するに、デルファイ法の結果が、「みんなのための食品安全勉強会」で、最初に小平次長からハザードやリスクについて説明していただきましておりまして、それをメディアの方にもきちんと転換していく。

また、その情報のとり方、検証の仕方なども、今、アドバイスをいただきましたので、毎回、テーマとは別にきちんと情報提供をできればと思います。ありがとうございました。

○川西座長 ありがとうございます。

それ以外に何か。特にはよろしいですか。どうぞ。

○箴島情報・勧告広報課長 先ほど来、御質問いただきました、講師派遣の関係の人数がわかりましたので、少し御説明させていただきたいと思っております。

資料の通し番号35ページ目、資料7の3ページ目のところでございます。

左下の「○地方公共団体等の栄養教諭等への研修会の講師派遣」というところでございまして、まず、京都府の関係につきましては、約60名でございます。

埼玉県につきましては、一連のシリーズでの開催ですので、毎回必ずしも同じ参加者数ではありませんが、30～40名ぐらいではないかと思われまます。

1月28日のカフェインにつきましては、100名程度の参加があったということでございます。御報告が遅くなって申しわけございませんでした。

○川西座長 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

それでは、今日の審議の中で、資料の案の訂正ということでいきますと、先ほど、迫委員から御指摘いただいた、12ページの「栄養週刊」の「刊」を「間」に変えるということ。

私がきちんとフォローできなかった部分で、この参考資料の方の訂正は何かありましたか。

○鬼武専門委員 私は、参考資料8のところ、JECFAとかBfRもそうなのですが、タイトルで中身がわからないものについては、例えば、どういう添加物のリスク評価のためにいていたとか、もう少し説明がないと、タイトルだけではわからないのではないのでしょうかということで、そこは事務局の方に御検討くださいとお願いしたつもりです。

○川西座長 きちんとフォローしていません。

一応、資料の点ではそんなところで、それ以外に私が気づいたこととして追加させていただきますが、この40ページと44ページで、「米国食品安全基準庁」は多分、英国は正しいのですが、米国FDAの場合は「食品医薬品庁」かと思います。40ページの「(1) 外国政府機関への訪問」の最後と、44ページ目の意見交換の2か所で、この資料を更に使うということがあれば訂正いただく方がよいと思います。

それ以外の特にリスクコミュニケーションのところは、私の印象では非常によくやっけていただいているということがありますけれども、さらに工夫していただきたいことのコメントが幾つかございました。コメントを参考にさらに改善していただければと思いますけれども、資料の点では、先ほどの鬼武委員の御指摘通りに参考資料のところの訂正は検討していただくとして、資料案では1か所の訂正ということで、この運営状況報告書に関しては、食品安全委員会に報告することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○川西座長 それでは、そういう形で進めさせていただきます。

今、マイクの不調があって進めにくい部分もあり、ちょうど今日の議題の半分ぐらいだと思いますので、ここで10分間だけ休憩をとらせていただいて、3時半から、後半2つの議題を審議させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(休 憩)

○川西座長 マイクの調整も何とか間に合った感じなので、再開したいと思います。

「平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練について」が2つ目の議題です。

まず、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○松原総務課長 平成30年度に行う食品安全委員会緊急時対応訓練については、1月29日に開催された当専門委員会における調査審議を踏まえ、2月6日の委員会において、資料2-2に掲げられたとおり、平成29年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画のとおり実施する旨が決定されたところでございます。

資料2-1は、これを踏まえまして訓練の骨子案でございます。

委員会が単独で行う「緊急時対応手順研修」、「情報発信研修」及び「メディア対応研修」と、各府省が共同で行う「確認訓練」からなる枠組みにつきましては、昨年度とほぼ同様でございます。なお、このうち「緊急時対応手順訓練」については、既に4月に実施されたところでございます。

このような研修の実施に当たりましては、昨年度において指摘を参考に、各関係機関の強みを更にいかせるように、一層の工夫に努めていきたいと考えてございます。

説明は以上のとおりでございます。

○川西座長 ということですが、幸いにして、このところ、特に本番を実際にやる場面はないようですが、ただいまの訓練に関する御説明について、説明の内容あるいはこの資料に関して御質問、御意見等がございましたら、どうぞお願いいたします。いかがでしょうか。

特にないようですので、この緊急時対応訓練に沿って実施していただければと思います。よろしく申し上げます。

2つ目の議題は以上です。

3つ目の議題は「平成30年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について」です。

まず、事務局から説明をお願いします。

○松原総務課長 引き続き、事務局総務課でございます。

まず、前回までに当専門調査会において、この委員会が自ら行う食品健康影響評価、いわゆる「自ら評価」の在り方について御意見があったことから、その改善に関する事務局の考え方を資料3-1に掲げているところでございます。

まず、いわゆる「自ら評価」の意義自体についても御意見がございましたので、この法令上の位置づけについて御説明申し上げたいと思います。

資料3-1から通しで付されているページ数で、8ページに掲げられている参考1を御覧ください。

食品の安全性の確保に関する基本的な事項を定める食品安全基本法の第23条第1項第2号においては、当委員会がつかさどる事務として「次条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと」が掲げてございます。

この「次条」、すなわち、第24条においては、関係各大臣が一定の場合に、委員会の意見を聴かなければならない、又は聴くことができる旨が定められてございますけれども、これに対して、下線が施された「自ら食品健康影響評価を行う」、いわゆる「自ら評価」を行うとは、関係各大臣から意見を聴かれた場合以外においても、いわば職権で食品健康影響評価を行うことを指してございます。

このように、関係各大臣から意見を聴かれた場合以外においても、いわゆる「自ら評価」を行うことが委員会の事務である旨が法令上で規定されていることとなります。

同様に、9ページに掲げられた参考2は、これまでに選定されたいわゆる「自ら評価」に係る案件の実施状況についてでございます。

右の欄に掲げられているとおり、いわゆる「自ら評価」の実施を踏まえ、関係行政機関においてさまざまな措置がとられてございまして、事務局としては食品の安全性の確保に相当程度の意義があったのではないかと考えてございます。

1ページ目にお戻りいただきまして、以上に申し上げましたとおり、いわゆる「自ら評価」につきましては、事務局としては、法令上、委員会の事務として掲げられていること、実際上も関係行政機関においてさまざまな措置がとられていることから、今後とも実施していくことが適当ではないかと考えてございます。

また、その実施に当たりましては、国民等のニーズを反映させるあるいは透明性を確保するという観点から、引き続き、案件候補の外部募集を行うことが適当ではないかと考えてございます。

ただし、前回までの会合において御発言がございましたとおり、また、1ページの「1背景」のところに掲げられているとおり、応募件数が減少する傾向にあることがございますので、例えば、「2 改善策」に掲げられているような改善策をとることが考えられるのではないかと考えてございます。

まず、「(1) 短期的事項」は、例えば、本年度において行う募集に合わせて実施する事項として、前回までの会合においても御発言がございましたとおり、現行においては、当委員会のインターネットのサイトにおいて掲載を行うとともに、専門委員に対して個別に要請を行っている募集について、専門委員会等へ臨時に御出席いただいている専門参考人及び地方公共団体において食品の安全に関する事務を担当されている職員の方々に対しても、個別に要請を行うことが考えられるのではないかと考えてございます。

なお、先ほど申し上げましたとおり、既に食品安全基本法において、関係各大臣は当委員会の意見を聴かなければならない場合以外においても、任意に当委員会の意見を聴くことができる旨とされている旨と重複するおそれがあることから、ここには掲げてございませぬけれども、国の関係行政機関において食品の安全に関する事務を担当している職員に対しても、非公式にこれらのいわゆる「自ら評価」のニーズを聴取して、必要に応じて当専門調査会等に対して御報告することも考えられると思っております。

また、これら以外の「(2) 中長期的事項」として、例えば、調査審議の方法について、

現行においては全ての案件を当初から当専門調査会において調査審議を行っていただいているものを、必要に応じて、あらかじめ少人数によるグループによって調査審議を行っていただくとするか、あるいは調査審議のスパンについて、現行においては応募の状況等にかかわらず毎年行っている調査審議を、例えば、専門委員の任期との整合性を考えますれば、2年ごとといった形で複数年ごとに行っていただくことも考えられるのではないかと考えてございます。

なお、前回までの会合において御発言がございました評価全体の優先順位については、いわゆる「自ら評価」以外の評価に関するお取扱いにも関係いたしますことから、事務局としては、来年度の運営計画と併せて御議論いただくことも考えられるのではないかと考えてございます。

また「自ら評価」のお取扱いについてでございますけれども、誤解を受けることがないように、情報発信等の場面を始めとして、今後、十分に注意してまいりたいと考えてございます。

2ページの資料3-2でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、事務局としては、差し支えなければ、本年度においても外部募集を含めた手続を行いたいと考えているところでございまして、その流れの案でございます。

昨年度とほぼ同様で、8月くらいまでに意見等の募集を行い、その後、事務局において候補の整理を行います。11月を目途に開催される本専門調査会において、1回目の絞り込みを行っていただいた後、2月を目途に、本専門調査会として適当と考える取扱いを御決定いただきます。

この取扱いにつきましては、詳細な評価書を策定する、いわば狭義の「自ら評価」の対象候補とするもののほか、ファクトシートの作成の候補とするなどの取扱いも含んでおります。

その後、食品安全委員会における審議等を経て、最終的な取扱いを決定していきたいと考えております。

今、議題(3)の資料3-2の御説明を行っているところで、左側の欄の括弧書きにつきましては、昨年のそれぞれの手続が実際に行われた時期を御参考までにお示ししているところでございます。

3ページの資料3-3は、対象候補を選定するに当たっての考え方に関する委員会の決定で、これは昨年度お示したのから改正は行われてございません。

4ページの資料3-4は、対象候補について、当専門調査会に提出される資料に関する委員会の決定で、これも昨年度お示したのから改正は行われてございません。

5ページの資料3-5は、先ほど、資料3-2について申し上げた募集に当たってお示しすることを予定している内容でございます。

冒頭の専門調査会における御発言を踏まえまして、特に御留意いただきたい点に下線を施すなどして、対象の明確化を図ることを考えてございます。

事務局からの御説明は以上でございます。

○川西座長 今のご説明で、昨年度の「自ら評価」のトピックの選定で、なかなか適当なものがなかった。また、提案も減っている中で、今回「自ら評価」の公募をどのようにするか、あるいは公募を当面しないというような話も議論にあったかと思えますけれども、その点については、事務局の方は例年どおりのスケジュールで行いたい。ただ、改善案として、短期的な対応事項としては、積極的に専門参考人へ要請したり、地方公共団体の食品安全担当職員へ提案していただくように要請をする。

中長期的には、審議方法もより積極的に問題の選定ができるようにやっていこうという事務局のたたき台を出していただきました。

いずれにしても、今年度は昨年と同様のスケジュールで公募はしたいという事務局側の御提案と理解しましたが、もう一つ、この関係で先般よりずっと御発言いただいている鬼武委員から、今日配付いただいた資料がございますので、ここでその意図を含めて御説明いただけますでしょうか。

○鬼武専門委員 わかりました。

今日机上配付した資料を基に、皆さん方の積極的な議論が進む上でということで、少し発言させていただければと思います。

前回の1月の専門調査会のときに、これまで実施してきた「自ら評価」のレビューを行うべきであるとか、リスクの評価のコンセプトシートみたいな形で、EFSAが行っているような全体的な優先順位を策定してはどうかということと、「自ら評価」という言葉自体も少し議論しておかないと、一般の人などの受け手側からするとわかりにくいのではないかという3点を宿題として、前回はいろいろメモを出して他の委員の方からの意見も出していた。

その後、今回ももう一度、EFSAの状況を少し調べました。これで結論が出るわけではないのですが、日本は食品安全基本法の第二十何条によって、「自ら評価」という規定がされているし、これに基づいてやるのが基本になっております。

EFSAの方も多分、EFSAの設置法とか、EFSA自体が「Food and Feed Law」ということで、2003年にできた法律の中で、既にリスクアナリシスの原則とか、その辺の規定も全てあります。その中で、EUも日本と同じ設置時期となり15年が経過しておりますので、もう一度、EFSAのウェブサイトなどを少し見直してみました。

今後の議論になるためにということで、EFSAのところで、法律が日本と違いますけれども、一つは「self-tasking」という言葉で、自らが自身のイニシアチブで科学的作業を行っていますということで、その内容はEFSAのウェブサイトに載っていて、1ページ目の「How we work」から、次のページまで掲げられていまして、上に仮訳を書いているのですけれども、「私たちはまた」ということで、これはEFSAが各加盟国とかに対して、私たち自身のイ

ニシアチブとして「特に新興の問題や新たなハザードを調査し、評価方法やアプローチを更新するための科学的作業を行っています」。これがいわゆる「『self-tasking（自己タスキング）』として知られています」ということがウェブ上に掲げられておりました。

もう一つ、もう少し探ろうと思ひまして、3ページ目のところは「External Evaluation」ということで、外部評価機関みたいなところでEFSAのファイナルレポートがあるのですが、これはまだ全部は読んでいません。

昨日、大まかに読んでみまして、その中でEFSAの「self-tasking」のところは、個々の外部の会社により作成したEFSAレポートの中の40ページ以降に、これ自体のやっていることは2007～2010年のもので、そこで「新興の課題(Emerging issues)」と「今後の挑戦(future challenges)」に分類されています。

これが著作権の関係でいろいろありましたので、その次の5ページに、「self-tasking」としては、こういうものをEFSAのところで、新興のウイルス、病気があるとか、実際には、日本の場合は既に薬剤耐性というものは、各省庁がリスク評価なり管理を行うということで進んでいるのですけれども、EFSAのところでは、生物学的ハザードとして「Food borne antimicrobial resistance as a biological hazard」ということで、これも新興の課題という分け方をされています。

こういうことを見ると、現状で、日本の食品安全委員会の中で、評価第1課又は評価第2課、もしくは今の新しいリスク評価のためのアプローチの検討をされている部局もありますし、いろいろな形で総合調査課題というものもあって、そういうものも実はリスク管理にはかかわらないのだけれども、実は食品安全委員会として自らというか、事前の調査などを行っているものもここに入っているのです、これまでの「自ら評価」という聞き方をしていると、また同じようなフィールといいますか、道に陥ってしまう。少しドラスチックに大きな視点で考えて、今までいろいろ各1回や2回、3回なり検討を深め、いろいろと取り組み事項も考えてみれば、リスク評価としては新しい事項であったり、何か評価手法の新しい検討方法もあるので、そういうことを事務局としてまず少しまとめて、その中から「リスク評価」なり「自ら評価」という言葉が出てくるようなイメージを考えてはどうかということです。これは前回の宿題の整理が全体として本部会で受け入れられなかったために、考えた次第でございます。

簡単でございますが、また後で意見をさせていただければと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○川西座長 ありがとうございます。

それでは、先ほど、事務局から御説明いただいた資料3-1、また、鬼武専門委員は今日、本当に貴重な資料を準備いただきありがとうございます。

これも併せて、説明の内容あるいは資料の記載事項等々について、御質問あるいは御意見等がありましたら、どうぞお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○大澤専門委員 資料3について御質問です。法律上で定められていることもあり、「自ら評価」は、今年継続してやっていくという説明だったと思います。

スケジュールも、「自ら評価」の外部募集の公募の文書案も、去年とあまり違いがないです。資料の1ページ目に「2 改善策」として「(1) 短期的事項」というものがあり、今までの外部募集の対象とは別に、募集数を増やす目的でポツ2つの項目を実施するとあり、その対象に対しても要請をかけるとあります。今回のスケジュール表を見ると、8月ぐらいのところに「募集」とあるのですが、今年の募集にも「(1) 短期的事項」のポツ2つの対象にも要請をかけると理解してよろしいでしょうか。

○川西座長 どうぞ。

○松原総務課長 こちらの方で、そういった要請をすることが適当だという御意見がありましたら、それを踏まえまして、本年度の募集においても、既に専門委員については同様の要請を行っているところがございますので、それと同様に専門参考人や地方公共団体の職員に対しても、要請を行っていきたいと思っております。

○川西座長 これは公募に並行して、とにかく公募に応募してくださいという形で積極的に要請をかけるということですか。

○松原総務課長 ホームページ等に載せるだけではなくて、こちらからも要請をかけます。

○大澤専門委員 公募に対して出してくださいという「要請」だとおっしゃっていましたが、先ほどの説明は「聴取」という言葉を使っていたので、ヒアリングなのかと私は思っていました。正式に個々の要件・要望に募集をしてくださいという要請ではなく、議論の俎上に上げるような案件はありますかというヒアリングを行って、それについて良い項目があれば、その中から公募に上げてくれませんかという働き掛けと感じました。それではなく「公募してください」という働き掛けという理解でよろしいですか。

○松原総務課長 失礼いたしました。

現行の専門委員に対してのものと同様のお声掛けを行うというのは、専門参考人と地方公共団体を想定しております。このほかに、国の行政機関において食品の安全を担当している方に対しても、同様の形ではありませんけれども、先ほど申し上げましたとおり、定期的な会合等も開かれておりますので、そういった場で意見をお聴きすることが考えられると思っております。

これらを資料に掲げなかったのは、既に現行におきましても、法令上、関係行政機関に

において私どもの方へ任意で意見を聴くことができる仕組みになっており、そこを同じ形で行うと、制度として重複しているおそれがあるからです。インフォーマルに御意見をお聴きして、これだというものがありましたら、専門調査会に御報告するなどの対応も考えられるという趣旨で、そこについては「聴取」という言葉を使わせていただいたということです。

○大澤専門委員 鬼武委員からの御提案は、「自ら評価」に対する根本的な意見だと思います。今回の対策というのは、あくまでもトレンド的に募集の数が少なくなっている課題に対しての、安全委員会側のポツ2つの施策ということで前回も聞いておりますので、もし数を増やすという目的があるのであれば、公募してくださいという呼び掛けのほかに、聞き方とかを変えた方が数は増えるのではないかと思いますので、意見をさせていただきました。ありがとうございます。

○川西座長 ありがとうございます。

事務局提案は結局、そのポイントは、今回は「自ら評価」の枠組みそのものをいろいろ変えるというか、変えることも含めて検討するということではないのですか。

○松原総務課長 ここに掲げられているのは、大まかな枠組みは同様のままで、要請先を増やしていったりすることを書いてございます。

○川西座長 ということですけれども、いかがでしょうか。御意見でも結構です。

これは公募をかけるとすると、今日、この方針で公募をする。もちろん、鬼武委員の御趣旨からいくと、法令に載っている「自ら評価」のやり方なのかもしれませんが、それを並行して議論することも可だろと思うのですが、とりあえず公募をするかどうかという話については、今日、それなりに方針が出ていないと難しいと思うので、それも含めて御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○大澤専門委員 公募はしていいと思います。あと公募の数の課題や、検討方法の課題等を検討すれば良いと思います。

○川西座長 私が感じているのは、ただ公募数だけ増えればいいというものでもないと思います。今まで、数が多くても、こちらから求めるものとなかなかマッチングしない感じで、多分、あまりよく知らない人から見ると、どうして採択されないのかと思う部分もあると思いますけれども、これにマッチングするものがどういうものかの説明については、もう少し長期的には議論した方がいいのだろうと私は個人的には思っています。

○大澤専門委員 「自ら評価」項目案件が上がってきて、この場で、それらをリスク評価すべきなのか、もしくはファクトシート案件にするのか、情報収集案件にするのかという議論をすることは、すごく良いことだと思っております。それについては問題ないと思うので、今年度もそういう案件が上がってくれば実施すべきだと思います。

ただ、鬼武委員が述べたは、根本的な「自ら評価」という言葉の内容の関係だと思っております。それは、違う課題であると思っております。私が先ほど述べた、数の話もまた違う課題であり、この場で、今まで実施された「自ら評価」の議論をすることは否定されることもないし、良いことだと思っておりますので続けられればよろしいかと私は思っております。

○有田専門委員 質問です。この「自ら評価」で、一旦評価後、数年経過しているのを改めて評価をし直す方向で検討しているものは、どれぐらいあるのですか。

○松原総務課長 過去に行った評価を何か明示的に見直したという作業は、今のところはないと思っております。

○川西座長 大体、今までの議論は、過去にリスク評価を行ったものに対しては、評価結果に応じて管理期間で対応がとられ、その後どのように変わったかという結果が出ていないので、結果をモニターした後にリスク評価のやり直しを検討しようという議論は幾つかのテーマで行われたような気がします。したがって、過去にリスク評価が行われたテーマであっても、それだけの新しい情報がそろっているから、再度評価をしようという結論はありだと思えるけれども、数年前に評価結果が出たものに対してまたすぐにリスク評価をやりましょうというのではないと思っております。そのあたりはテーマによるのだと私は理解していますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○有田専門委員 絶対に評価の見直しは行わないという事ではないという事をお聞きしたかったということです。

○川西座長 私が答えるべきものではありませんけれどもね。

○松原総務課長 それは皆様の御議論を踏まえまして、同じことでも新たな知見が見つかったなどということで見直せばいいというような御議論はあり得るのではないかと思います。

○川西座長 今までにあったのは、例えば、食中毒菌に関して、リスク評価対象にすべきという御意見に対して、そのテーマは既にリスク評価されており、結果のモニタリングが十分に行われていないので、まずは情報収集をしなくてはならないということを経験的に、

採択しないということは、私が関係してからはよくあったと記憶はしています。

どうぞ。

○鬼武専門委員 とりあえず、資料3-5で、募集するというので、今回の募集の案件の要旨も読んだのですけれども、率直な話、世の中の人に出すと、これが結構ハードルが高いと相手からまず思われるのではないかと私は見て思いました。

例えば、6ページのポンチ絵があるのですけれども、実際のリスクアナリシスの中でやるアセスメントサイドとマネジメントサイドでキャッチボールをしてやる2,800何件と、今回の「自ら評価」というのは同じレベル間であるから、これはこういうものがあると、全体のパーセントからしたらそんなに多くないわけです。

だから、こういうものが少しハードルを高くするのではないかと見えるのと、6ページのなお書きで、ハザードとかいろいろ出してくれてはいるのだけれども、それが落ちるといろいろあるということで、この辺の文章自体ももう少し案件として出してもらいやすいような文章に修文しないと、私はこの2ページを見たときに、結構ハードルが高いからそもそも出してくださいと言っても出ない気がしました。この意見をまず一つ申し上げたい。

先ほど、有田さんが言われたことなのですが、参考資料2の今まで評価して終わった案件も、実はリスク管理措置として終わったわけではなくて、これが現状はまだ続いていて、これが今後どうなるのか、まだ継続するものであり、食品安全委員会として調査が足りない部分とか、分析の部分で足りないとかがあると思うのです。だから、個々のところももう一枠つくって、例えば、1番目のプリオンでいけば、飼料関係で管理できているのだけれども、ほかの動物種であったらTSEの関係があって、それは調査課題であるとか、ある程度わかるようなこととかももう一枠つくって入れてみるなども一つの手ではないでしょうか。

実際に、このフモニシンのところでも、今年2月の薬事・食品衛生審議会で、現行では日本人の摂取状況からして、最大レベル値を設定する必要はないという結論も出ている。ただし、マスクドタイプとか、モニタリングの必要などがあるので、これも結構続いていますよね。だから、そういうことも含めて少し書いておかないと、この参考資料2の表も、これで何か完結したように見えるから、アセスメントも継続的であって、それで私はEFSAのやつがそういう面では今後のチャレンジとかなんとかをしているので、そういう意味で日本ももう少しカテゴリーなども入れてみたらどうかという気はしました。

以上、2つが意見です。

○吉岡評価第二課長 今の鬼武委員の御発言を補足いたしますと、資料3-1の11ページを見ていただきますと、平成20年度に「デオキシニバレノール及びニバレノール」というかび毒について「自ら評価」を行っております。

実は、これはまさにこの後、厚生労働省から再評価をしてほしいという要請が来ております。具体的には、小麦に対する今の基準値を引き下げたいのだけれども、それで十分だろうかというものが来ておりますので、鬼武委員から御発言がありましたように、リスク評価とリスク管理の関係は、1回やったらおしまいということではなくて、常に新しい科学的な知見が出てくれば見直されるという性格のものでございます。

○川西座長 鬼武委員の御意見は、恐らく募集のところにも何かそれを感じられるような記述があった方がいいということなのかなと思ったのですけれども、なかなかこれは大変かもしれません。どうぞ。

○堀口委員 私はシステムとかではなくて、鬼武さんがハードルが上がるのではないかという御指摘をしていた部分について御質問なのですけれども、例えば、基本的にこれまで「自ら評価」案件でこれはどうでしょうかと上がってきたものの中には、ハザードではないジャーサラダとか、そういうものも過去にありましたよね。

今回わかりづらいというか、ハードルを下げるという意味でいうと、6ページのアンダーラインが引いてある文章の下に「ファクトシートを作成する案件、あるいは情報収集や情報提供を行う案件として選定される場合もあります」と書いたこの部分が、もう少しわかりやすく、充実したらいいのではないかという御意見と考えていいのですか。

○鬼武専門委員 そうです。6ページのその文章と、下のポンチ絵のところ結構ハイライトしているものが、これは消費者とか事業者とか、単なるハザードを出すだけではなくて、普通の人が出すときに、どうしてもそれが「自ら評価」というふうに高く見えてしまいませんか。

だから、普通のリスクアナリシスの、右側の管理機関と評価機関のやり方と、そこは消費者・事業者のところは関心があって、それをハザードとして出してもらおうとか、そういう意味合いで、個々の部分の色が変わっているのが、そんな専門的なことを出せるのかと普通の人は思うかもしれないので、そのポンチ絵もそういう気がしたのです。文章とその2つです。

○堀口委員 私はそのハードルを下げるのかこのままなのか、その辺は事務局が話し合ってもらわないと全然わからないのですけれども、基本的には多分、これまでのデルファイ法でもあったとおり、例えば、リスクとハザードの違いであったりとか、リスク評価とか安全の考え方というような、言葉の概念的なところの、我々の情報提供がうまくいっていなかったりしている部分がまず前提にあるものとして考えた上で、例えば、今、議論はファクトシートなどというのも、ある意味、この場では通用するかもしれないけれども、世間的にはファクトシートとは何かとか、リスクプロファイルとどう違うのかとか、評価

書とどう違うのかといった話になりますよね。

事務局側がプロフィールをすとか、ファクトシートをつくるというものも、例えば、その「自ら評価」案件の公募のときに上げてもらいたいと思っているかどうかと、この企画の専門委員の先生方がファクトシート、リスクプロフィールに関する内容を、ぜひ自ら案件公募のときには情報収集をすべきであると考えるところなのかなという気がしているのですけれども、その解釈で間違いでないですか。

○鬼武専門委員 正直なところ、私にはわかりません。結局、難しいのではないかという気がしたので、どちらにしても、最初は企画等専門調査会で結構緩めに聞いたのですよね。緩めに聞いたから、だんだん要件を絞って行ってこうなりましたよね。

結局、今回はまた並行して議論はするのだけれども、募集するというこの文書自体が、私は普通の人から見るとハードルが高いので、むしろ事務局の方である程度、今までのハザードのことを例示すとか、何か分けるとか、もしくは専門家に聞くとかしないと、単に聞いて半年後とか、今度、企画等専門調査会でどう議論ができるのかは想像できないとか、逆に自信がなかったのです。やってみて、いいということもあるかもしれないけれども、結局、数が少ないと事務局も一番困るわけです。それもあったので、私は先日資料を読み返して悩みました。

○川西座長 有田委員、どうぞ。

○有田専門委員 今、堀口先生がおっしゃった、ファクトシートが一般の人にはわかりにくいのではないかとということですが、ですから、この資料のこの順列があるわけですよね。低いというか、言葉は違うかもしれませんが、そういうことがここに書かれていれば、順番としては「自ら評価」が一番厳しい条件なのだと思うのです。

ファクトシートという名称が、一般的に全ての消費者がわかるかどうかはわかりませんが、環境省が出している化学物質のファクトシートは結局、一般の人にファクトシートがどういう物か理解してもらうために、わざわざ「ファクトシート」という名称で出してきました。ファクトシートを作成する対象物質は原則として法律的にはPRTR法(化学物質排出把握管理促進法)でつくっています。

この食品安全委員会は、そういう法律の中身ではなくて、対象が割と広いのだと思いますので、どこに絞ってファクトシートとするのか、「自ら評価」とするのかがわかりにくいのもかもしれないということです。

○川西座長 有路委員、どうぞ。

○有路専門委員 表記のところの日本語をわかりやすくするという工夫は別にやったらいい

いのではないかと思うのですけれども、私は単純に、ホームページに公募するところがそれはそれで必要なのだけれども、これだけでは多分、足りないのではないかと考えています。

どういうことかといいますと、要は、食品安全に関する情報を新たにアセスメントをしてもらいたいという希望があると、どういうところに情報が集まるかというところ、保健所とか、いわゆる都道府県自治体レベルのところにもまず集まっているので、自治体にきちんと通達を出すことは要るのではないかとというのが一つです。

あとは、食品企業さんの集まりのいわゆる商工会であるとか、食べ物を扱っているのだったら農協さん、漁協さんとか、そういうところにこういうことがありますのでいかがですかということをするのは、まだ十分やれていないのではないかと思いますので、そこは普段から相談を受けているところに通達を出すのはいかがかと思えます。

○川西座長 ありがとうございます。

そのあたりはいかがですか。

今、厚労省の食品衛生法改正が同時に進行しているから、下手に聞くとリスク管理に関するテーマが結構飛び込んでくるのではないかとするのは思うところですが、それは交通整理をすればいいことで、提案数を増やすということでは意義深いことだと思いますが、いかがですか。公募しているという広報を関係方面にもっと積極的に行うということかと思えます。

○松原総務課長 まず、先ほど申し上げましたとおり、保健所等を共有する地方公共団体については要請させていただきたいと思っております。

事業者団体等の取扱いについては、相手の方もあることですので、お話を聴いてみたりして考えていきたいと思っております。

ホームページに載せる文案のところ先ほども御意見があった、既に評価を行っているが、その後、事情の変更があったものについては、一応、私どもは当然、議論の余地があり得るというつもりではあるのですが、今の6ページのなお書を見ると、やや厳しく打ち消され過ぎている感もないわけではないので、これら辺の書き方を工夫できないか考えてみたいと思っております。

○川西座長 関連の御意見でも、別の視点の御意見でも結構です。

例えば、6ページ目の公募の書き方ですと、『自ら評価』案件ではなく、ファクトシートを作成する案件、あるいは情報収集や情報提供を行う案件として選定される場合もあります」というのが、公募の説明の相当後になって、最後に説明されている。そこで、いわゆるリスク評価のみが提案の対象と理解される文章になっているという視点であれば、資料3-5の1ページ目のちょうど中段ぐらいにある「ハザードがございましたら、積極的

に御提案ください」という並びで、リスク評価だけでなくファクトシートや情報収集・情報提供の実施を提案する案件も積極的に歓迎します、ということを入れることは、表面上ですけれども、ありかなと思わないわけでもないです。ただ、読んだ人の感覚だけの問題かもしれません。

○有路専門委員 今の座長の話と、有田専門委員が言われたところと、私の思うところを追加で言っておきますと、実際に採択されなかったとしても、採択されなかった理由が公表されれば、その問題は提出した人にとっては解決するというプロセスがあります。だから、とりあえずネタ出しをいろいろなところからしていただくのは、リスクコミュニケーションのプロセスとしても非常に価値があるので、ぜひいろいろ挙げてもらいたいのです。

それがあると、要は、挙げてもらう側にこれでないを受け付けませんということ言うよりも、採択の基準としてはこういう基準ですというのは書いておきながら、いろいろ提案してくださいという書きぶりにするのが一番いいのではないかと思います。

○有田専門委員 生かされるという意味ではですね。

○川西座長 どうぞ。

○渡邊（美）専門委員 「自ら評価」にならない理由を聞かされるという点で、プエラリア・ミリフィカについて聞いたことなのですけれども、特定の成分の評価については「自ら評価」を行うが、複数の成分が混合して、しかもその割合が一定していない、天然物の状態のものは評価の対象にしないとされたとは私は聞いたことがあるのですけれども、そうすると、健康食品とかは結構そういうものが多いのではないかと思います。

そういった場合に、ではどこに次は言っていけばいいのかとか、そういうものが難しいのかなと思うのですけれども、その辺の基準を変えるとか、そういうものはないのでしょうか。

○川西座長 今、事務局から何か答えがございますか。

○吉岡評価第二課長 今のリスク評価の現状を申し上げますと、科学的な知見がきちんとあればそれで評価ができますけれども、例えば、健康食品的なもので、知見が不十分なきには、要請されても知見がたまるまで待たなければいけません。今までの「自ら評価」のものでも、やると決めてからかなり時間がたっているものがありますが、それまでの間に研究をやってもらったりしてデータを集めている状況でございます。

ですので、そういう時間的なことや実行可能性なども考えて決めていく必要があると思います。今までそういうお答えをしているとすれば、知見があるかどうかをこちらでも調

べたりしておりますので、なかなか今の段階で評価要請されてもというのはあるのではないかと思います。

○川西座長　どうぞ。

○堀口委員　「自ら評価」のときに、毎年、健康食品については「健康食品」という名前が出てきたり、健康食品の特定の名称が出てきたりということがありました。

知見がなかなか得られないものもありますけれども、その「自ら評価」の中で毎年上がってきていることからワーキンググループができて、19のメッセージを出したという経緯がありますので、その経緯を健康食品についてはFacebook等を通じて、19のメッセージを分割して情報提供しておりますので、この募集のときにわかりづらいつらいつらと今、御指摘を受けた中で、一つ健康食品のプエラリア・ミリフィカの話も出てきましたので、そのようなことがあったのだということがわかれば、なるほどと書くときに納得していただけるのかなとは今、思いましたので、募集の案内のところに更なる工夫が必要なのかなと感じたところです。

○川西座長　どうぞ。

○神村専門委員　「自ら評価」にふさわしい適切な案件を集めたいという考え方のほかに、もっと広く、さまざまな食品安全にかかわるような、例えば、リスク管理の問題かもしれないけれども、これまでもそういうものが候補としてたくさん寄せられてはいたのですが、そのようなものも国民の中にはたくさん問題があるわけで、それをどこに持っていったらいいかが確かにわからないわけです。

ですから、ワンストップサービスでそういう形で何か問題が起こったときに、それを聞いてくれる、あるいはこれはこのような方向でこちらに持って行ってくださいと言われてもらえるようなものが本当は欲しいのであって、そのたくさんの中から案件候補が挙がってくるのではないかという考え方でしたら、先ほど、川西委員がおっしゃったように、もっと広く、1ページ目にせっかく書いてあるのですから、「ハザードがございましたら、積極的に御提案ください」と書いてあるところをさらに細かく制限してというのはまた次の段階で、応募いただく募集の段階ではもうちょっと広くしてもいいのではないかという意見は持っております。

○川西座長　ありがとうございます。

今の神村委員がおっしゃったポイントは、事務局としてはこういう形の募集にはあまりしたくないということはどうですか。

○松原総務課長 一見ただけで分からないというレベルのものは別としても、最初から管理に関するものであることが明らかであるものについてまでこちらでお受け付けするのは迂遠で、管理に関する御相談についてはこういったところにお寄せいただくことが適当だという方がむしろ親切なのかなと思ったりはしています。

○川西座長 どうぞ。

○神村専門委員 これまで寄せられたものから見ると、実際、管理に関する問題なのかどうかというところも判断がつかず寄せられていたのではないかと思うところがございます。ですから、そこは管理の問題なので、こちらの方という一言をどこかで言っていただければ大変いいのではないかと思った次第なのです。

○川西座長 先ほどの御質問に関して、さっき、堀口委員から御説明がありましたように、健康食品に関する食品安全委員会から出された19のメッセージは、そもそもこの調査会での議論で、現状では健康食品に関する個別のリスク評価は難しいけれども、食品安全委員会からのメッセージは出すべきという意見が、この専門調査会であったことが直接的な契機になったと理解しています。個別の製品に関しては、十分な情報がないとリスク評価自体はできないけれども、そのときのタイミングによっては、いろいろな扱いは可能かもしれません。

○渡邊（和）専門委員 質問なのですけれども、3ページの選定基準の（2）なのですが、「今後、その発生のおそれがあり、これに適切に対応するためには」という文言が入っていますけれども、この「発生のおそれ」があるということは、理論的な可能性が想定されて、適切に対応するためというか、評価の対象にならないことには、この選定基準に合致しないという解釈でしょうか。

そうなると、例えば、一般の消費者とか国民の方が、肌を感じた素朴な疑問に対する答えがなかなか出せないのではないかと思うわけなのです。もし素朴な疑問が出たときに、もちろんリスクの評価はできないのですけれども、何らかの具体的な考え方というか、そういったものを個々に出せるような体制にさせていただくことは、この委員会では考えているのでしょうか。

○川西座長 それに対しては事務局から何かありますか。

○松原総務課長 御質問の趣旨を理解しているかどうか分からないのですけれども、この「発生のおそれがあり」について、具体的な判断基準等を特に御議論いただいたことはないと思います。

ただ、これはゼロではないという程度ではなくて、相当程度高いという前提で書かれていると思っております。

○川西座長　どうぞ。

○小平事務局次長　今、おっしゃられたのは、普段不安に思っていることを聞きたいようなイメージもあるかなと思うのですけれども、全体のリスクコミュニケーションの中には、食の安全ダイヤルなども設けていまして、そういった普段感じた不安のことも受けたりしております。

専門調査会における選定の際には、健康被害を示唆するような情報の有無も含めて判断するということがありますので、そういったふだんの不安になったような声、いわゆる食の安全ダイヤルといったところに寄せられたものも参考にして決めたりしているという全体の中でそういうものを考えていただくこともできるのかなという感じがして、「自ら評価」で全ての不安の声に対応するのはなかなか難しい面もあると思います。

○渡邊（和）専門委員　例えば、リスク評価はいろいろな知見が集まっていませんから、難しいと思うのです。ですから、現時点では判断できないという感じの回答でも結構だと思いますから、その都度、現在の判断はこのような状態であるということの広報などではできないのでしょうか。

○山添委員　皆さんの貴重な御意見をいただいて、ありがとうございます。

確かに、一般の方から見れば、これが「自ら評価」ができるような案件の対象なのか、あるいはさっきプエラリアの話をされましたけれども、そういうレベルの情報に対しても不安は不安なのです。

そのものにどう答えていくかということなのですけれども、「自ら評価」というのは、ある意味のところ、普通の厚生労働省あるいは農林水産省から諮問を受けてやるものと、できればそれに近い制度のものとして評価をしていくということになるし、結果的に表を見ていただくとわかりますように、それが最終的にはいろいろな官庁で評価が使われるレベルのものに仕上がっているものもあります。

ですけれども、今の時代を考えれば、その不安に何らかの形で食品安全委員会もお答えする必要性があるとは考えています。その場合に、皆さんからは、こういうことで疑問があり、こういうことで何とかしてほしいという情報をできるだけ我々はとるべきだとも考えています。

ただ、お答えの仕方としては、それを「自ら評価」でやるのか、ファクトシートでやるのか、あるいは今のプエラリアのようなもの場合は、どちらかというインターネットやウェブサイトを通じた形でこういう情報がありますけれども、これについてよくわかっ

ていない、受け取ったものを、食品安全委員会としての現時点におけるそれなりの判断でお返しするのが一つの方法かなと考えています。

○川西座長 山添先生がまさにおっしゃってくださったのですけれども、論点としては、結局、私がこの専門調査会にかかわり始めた4-5年前に議論があったのですが、「自ら評価」、いわゆるリスク評価のみを採択の対象としてしまうと、なかなかテーマとして採択できないということで、2ページ目の2月のところに【第26回企画等専門調査会における審議（第2回絞込み）】ということで、「・絞り込まれた案件候補について、それぞれ取扱いを決定」で、それまでは「自ら評価」案件というものでしか採択はなかったのだけれども、それ以外に「ファクトシート作成」とか「積極的に情報収集、情報提供等を行う案件候補」、「情報収集を行う案件候補」として決定というの、審議で採択するときにそれを入れ込んだ。ただ、募集要項に、もともとこういう形の案件も提案してくださいという書き方はされていない。したがって、そういうテーマまで積極的に出してくださいと公募要領に書くのか、それとも、これのように最後にさりげなく、そういう採択の方法もありますというふうに入れたままにしておくのか。そのあたりが今は提案の数が減っている状況の中で、どういう方法をとるのかというあたりが今回の論点なのではないかと、私は思っています。

事務局は、あまり広げると、今まさに食品衛生法改正関連で、リスク管理要件の関係でいろいろ意見を聞いている段階の中で、そういう案件がたくさん提案されてくると、整理が大変かなというのを恐れているのかなと私は何となく理解したのですけれども、提案の数を増やそうと思ったら、とにかく間口を広げますというメッセージをどこかで出した方がいいのか。そのあたりでどちらをとるかというところなのかなと感じている次第です。

実際に、採択のときは、今、申しましたように、リスク評価の対象のものだけ扱う議論にはしない。ただ、前回は、それさえも適当なものがあまり見つからなかった。

○神村専門委員 今の御意見に大変賛成の立場なのですけれども、例えば、6ページのところに、「自ら評価」を行う案件としては具体的に挙がっているのですけれども、そのほかに、ファクトシートを作成したものはこういう案件とか、情報収集・情報提供を行ったのはこういうものというものが、幾つか名前だけでも例示があれば、もう少しハードルは下がっていいのではないかと思いますので、御検討ください。

○川西座長 そのあたりはいかがですか。

○松原総務課長 先ほど、ファクトシートのイメージがわきにくいというお話もあったと思いますので、そのファクトシートの御説明ですとか、過去の例示といったもので分かりやすくないか検討したいと思います。

○川西座長 では、そのあたりの表現は、私と事務局で相談させていただいて、委員の先生方に報告なり相談なりさせていただく形で、いたずらに増えればいいというものではないのですけれども、そういう公募案の案文は検討させていただいて、鬼武委員の提案というのはもうちょっと大きな部分も含んでいるかと思えますけれども、そんな点も含めてはいかがでしょうか。

とりあえず公募はスタートする。その際の公募の案文は、今日いただいた御意見を参考にして、少し広目に提案していただくような工夫は可能な限りすることまでで、それ以外にこの「自ら評価」の関係で、これは申し上げておきたいということがあればお願いします。

鬼武委員の御提案に関しては、ある種長期的に「自ら評価」を考える。これは食品安全委員会のテーマの採用というか、テーマの発掘自体のクライテリアというか、そういうことまで議論しなくてはならない問題で、ここだけで決められることでもない気もしますけれども、意見は意見としてお聞きしておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。特に追加的にはございませんか。どうぞ。

○大澤専門委員 「自ら評価」を今年も実施するというのは、先ほども述べたように、異論はございません。

鬼武委員の資料を私が拝見した感想ですが、先ほど、事務局からの説明で、法律で定められた、「自ら評価」とはこういうものですという説明があったと思います。自らの判断によって、食品安全委員会が食品健康影響評価できるという条文だったと思うので、この、主語は「食品安全委員会」だと考えます。

その他の評価は、リスクマネジメント機関の、厚労省とか農水省からの依頼事項で、リスク評価をするということです。食品安全委員会が実施するという事になると、確かに自ら公募をして、何かありますかという中で上がってきた項目を、実施するのも、自らやることだと思えますが、自ら調査し、自分で探して見つけてくるというのも、自らではないのかと感じました。先ほどのEFSAの優先項目を見ていると、中には公募とかではなくて、自分で探してきた項目も結構あるという感じがしました。そもそも論の問題になってしまうかもしれませんが、その辺を鬼武委員はどう考えているのかと思いました。

○川西座長 鬼武委員、何か問い掛けが来ています。

○鬼武専門委員 意見ありがとうございます。

今回の件はすごく悩んだのですけれども、EFSAのレポートを読んで、非常に取っかかりとしてはわかりやすかったので、もう一度繰り返しになりますけれども、今回のところで、食品安全委員会事務局として積極的に新規の評価をとりに行くなり、公募の仕方は今回のやり方でいいと思うのですが、せっかく15年たって、食品安全委員会でやってきたことの

レビューというか、もう少し何かやってきたことと、EFSAと同じように、ストラテジックと優先順位のところがもうちょっとはっきりとわかるようにして、その中で調査研究課題とか総合何とか課題などがわかれば、事務局も企画等専門調査会の中でも意見が出しやすいのではないかという気はしました。

その点は、今後も企画等専門調査会の中で引き続き議論していきなり、親委員会のところで議題をアップしていただいて、そこでもう少し戦略的なところなどをお話しいただくことも私はいいと思いますので、そういう形でお願いできればと思います。

以上です。

○川西座長 ということですが、事務局から何かありますか。

○松原総務課長 鬼武先生から御指摘があったEFSAの資料などを見ますと、これは結局、今、企画等専門調査会でお取り扱いいただいている個別の案件の評価以外に、評価の指針を定めるとか、あるいは研究や調査を行う部分も入ってございます。

そういった意味では、既に「自ら評価」としてではないのですが、通常の評価ですとか、あるいは研究・調査事業の枠組みの中で、職権で行われているものもかなり含まれております。むしろ、そういったところに外部の意見をどれぐらい取り入れるかということなのかなと思って聞いておりました。

今後とも、計画を策定する際にはそういう点も注意しなければいけないと思います。

○川西座長 鬼武委員から、ここでも議論するし、親委員会でも少しというお話もありましたけれども、その点はお願ひできればと思うところです。

どうぞ。

○吉田委員 今の松原課長の補足でございますけれども、今日の29年度の報告あるいは30年度の案で、例えば、評価指針を作ることに關しましても、既に動物用医薬品等をつくってまいりましたし、どういう評価をするかということについて、このEFSAの資料は非常にクリアに、EFSAはこう考えているのだなというメッセージが伝わってまいりますので、大変よい資料をありがとうございます。

○川西座長 それでは、ほかに何か今、言っておきたいことはありますか。どうぞ。

○渡邊（治）専門参考人 私はこの企画評価委員会に結構長く参加して、最初にこの企画評価委員会で「自ら評価」を行ったときに、その一つの趣旨は、一般の方々が食に関してどのように問題意識をもっているのか、それをここでどのように取り上げられるかという観点が非常に大きかったと思うのです。それはそれなりに成功してきているのだと思うの

です。

ただ、だんだん先細りになってきているところではあるのですが、それはそれとしても、一般の方々からの意見を取り入れる趣旨は、私は続けるべきだとまず一つは思います。

もし、あまりハードルを高くするのが嫌だとすれば、募集案内の5ページ目の一番下から6ページ目の上までを切ってしまう。ここに書いてあることは、ある程度の知識がないと、いわゆる論文とか、リスク管理の状況とか、流通の情報というものはなかなか得られない。これがあると非常にハードルが高くなるので、一般の人からの意見を受け入れるということを趣旨に置くのだったら、これは外した形で、受け付けるのが一つだと思うのです。

その「自ら評価」のもう一つは、もっと専門的な課題をどのようにピックアップするかということで、EFSAとかFDAなどはまさしくそこをやっているわけです。先ほどのEFSAの資料のタイトルをごらんになってわかると思うのですけれども、全くサイエンティフィックなマターを取り上げているので、ここを一般の人から求めるのはなかなか難しいと私は思うので、そこをどうするかを食品安全委員会が考えていかななくてはいけないと思うのです。

一つは、調査委員会なりが行われておりますので、そこから吸い上げていく。いろいろなことが議論されているので、そこから問題意識は当然、各調査委員会が持っているはずなので、そこからのピックアップということが一つです。

もう一つは、この食品安全委員会ができたときからの課題だったのは、もともといろいろなものに対しての調査権などを持っている組織ではないのです。人数からしてもそうですし、それはどういうことかということ、付属のシンクタンクに当たる研究所もないし、そこに何か将来的なことをシンキングしていくような、ヘッドクォーター的な組織がないと言うと怒られるかもしれないのですけれども、そのような状況と思います。なぜかということ、これも問題かもしれないですが、事務局の方々は2～3年で変わってしまうわけですので、いろいろな問題意識を常に持つていくためには、ある程度長くその職にいて、全体を見ていけるような状況をつくっていかないと難しいと思うのです。

今、専門委員というか、委員の先生方が数人おられますけれども、数人では全部カバーするのは相当大変ですし、例えば、FDAを見れば、何万人という数の方々を含めた形の機構ですし、EFSAの場合には、それぞれの国がベースにあって、その上にEUがあって、そこにEFSAがあるという組織になっているので、組織自体を我が国と比較するのがそもそもなかなか難しいと思います。この「自ら評価」の重点を一般の人からのものに置くということであれば、ハードルを低くして、私は公募要領にあるこの辺の難しい言葉を全部抜きにすることであると思います。

もう一つのピックアップする方法は、これは専門調査委員会なり、その辺のところをうまく活用する、または学会等とか、いろいろな専門的なことを行っている人たちの意見をどんどん取り入れていく手法を考える。そのぐらいのことをやっていかないとなかなか難しい。2つの方向性をどのように動かしていくかということにかかるとは思

います。

○川西座長 貴重な御意見をありがとうございます。

事務局から、今の渡邊先生からのコメントに対して何かございますか。

○松原総務課長 非常に大きな課題で、今後、計画の策定に当たって、そういう大所高所の御意見をどこかに反映することができないかを考えていきたいと思います。

○川西座長 恐らく鬼武先生も、そういうものをもう少しうまく整理してやっていったらという御意見だと思います。私も今の渡邊先生がおっしゃる、EFSAとFDAと対等というのには現実には難しく、何を選択して、この食品安全委員会向きにできるかというのはやっていかないと、同じことをやろうとしても難しいというのは、ほかのことでも感じていることなので、そのあたりは戦略的にやっていく必要があるのかなと感じています。どうもありがとうございました。

一応、この「自ら評価」のことについては、まず一点は、今回の公募は例年どおりのスケジュールで行ってみる。結果がどう出るかが一つありますけれども、それは出てみないとわかりませんので行おう。ただ、公募の特に文章的なもの、その後の各関係方面へのアプローチは工夫する。文面に関しては、今の渡邊先生の御意見なども参考にさせていただいて、事務局と私で作って、委員の先生方には御確認していただくかもしれませんが、それでやっていく。

もっと長期的な話としては、今、鬼武先生あるいは大澤先生、渡邊先生からおっしゃっていただいたようなことについても、これはこの専門委員会だけではなくて、むしろ親委員会かもしれませんが、そういうところでもう少し長期的な議論は継続する。

こんなところで、一応、今日の結論にさせていただきたいのですけれども、よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○川西座長 では、この3つ目の議題はそんなところにさせていただきたいと思います。

もう、今日の議題は「(4) その他」になりますけれども、委員の先生方から何か言っておきたいことはありますか。どうぞ。

○小西専門委員 小西でございます。

前回、第23回の本調査会において、私から、米国FDAによる部分水素添加油脂の規制に関連して、トランス脂肪酸に関する情報発信の検討をお願いさせていただいた経緯がございます。

先週の5月24日に、食品安全委員会が開催された報道関係者との意見交換会の中で、山添先生から「脂質の摂取～トランス脂肪酸を理解するために～」と題して、食品中の脂質の栄養的な役割とか、各国及び日本におけるトランス脂肪酸の摂取状況や規制状況についての包括的な講演をなされたと聞いております。

また、食品安全委員会のホームページにもこの内容が記載されていることを私も見ております。

現時点における、的確かつ包括的な情報を発信していただいたと受けとめております。大変すばらしい内容だったと私は思っていますし、一部の知り合いのマスコミ関係者からも、そのような意見を聞いてございます。

また、情報発信の時期も、米国FDAによる規制の適用開始日の6月18日を控えて、そこを考えるとまことに適切な時期であったと受けとめております。

講演をなされた山添先生、渡辺リスクコミュニケーション官を初め、食品安全委員会の事務局の皆様のご尽力に深く感謝するところでございます。ありがとうございました。

ただ、5月の中旬にWHOから、トランス脂肪酸根絶というか、ちょっと大仰な感じですがけれども、「リプレース」という指針が出されたこともあって、今後のどうこうを注視しながら、必要に応じてリスクコミュニケーションを進めていただければと思っております。本当にどうもありがとうございました。

○川西座長 ありがとうございます。

山添先生あるいは事務局から、これについて何かございますか。

○山添委員 御丁寧にお礼をいただきまして、ありがとうございます。

今回のWHO及びFDAのものは、部分水素添加油脂ということでありまして、それとトランス脂肪酸は全く同じものではないということです。それを含めて、どういう理由なのかを説明させていただきました。

日本国内での現状、以前に評価したものと、農林水産省の最近のデータでどの程度下がってきているかもデータでお示しさせていただきました。日本国内に関して言えば0.3%程度ですので、WHOが目標にしている1%よりも低いということで、飽和脂肪酸も実は動脈硬化とか心疾患に関係してきますので、トランス脂肪酸だけではなく、飽和脂肪酸も含めた対策を皆さん気をつけましょうということをお話をさせていただきました。

○川西座長 ありがとうございます。

そのほか、委員の方から特にはございませんか。

ないようでしたら、事務局から何かございますか。

○松原総務課長 次回の日程を御紹介させていただきたいと思っております。

先ほど、お話がございましたけれども、次回日程につきましては11月ころを予定してございますが、詳しくは後日、事務局から御連絡を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○川西座長 それから一点、私から報告させていただきたいことがございます。

私は3月末に国立医薬品衛生研究所を退職し、ただいま浪人生活を送っています。ただ、7月から食品安全委員会の委員に就任する予定であります。そんな関係もあって、6月末までに、ここの専門委員は辞退することになりました。

そのため、この調査会の座長及び専門委員としては、今回が最後の専門調査会会合となります。5年ちょっとになりますか、非常に勉強させていただいて、楽しいと言ったら、ふざけるなと思われるかもしれませんが、非常に有益な経験になったことを本当に感謝するところです。

新しい座長については、次回の専門調査会の会合で互選されることと聞いております。

そういうことで、感謝とともに、これで第24回「企画等専門調査会」を閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。(拍手)